

The Kansai University Bulletin

報學大西關

行發日五十月四

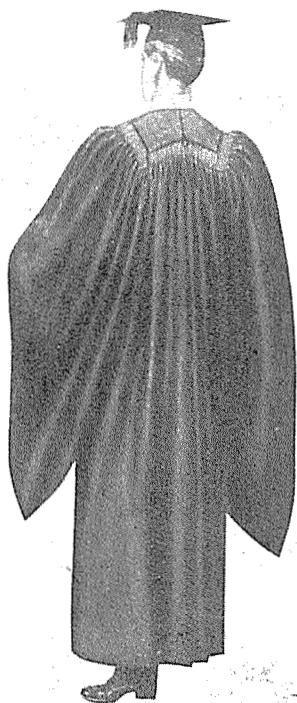
號八十七第

年五和昭



目次

- 挿繪——春 酬(表紙)——卒業證書授
與式——豫科第二學年クラス會——専門
部商業學科卒業生——校友會春季大會——
九大千里山會卒業者送別記念
- 勞働法の基礎觀念 (九)……………三
- 教授 吉田 一枝
- 狩獵民族と奴隸制度 (三)……………二
- 講師 辰巳 經世
- ハイダイガーに於ける形而上學的
基礎的存在論 (三)……………一五
- 講師 菅 守常
- 學内報……………一九
- 卒業證書授與式——任命——講師聘任——
入學試驗施行——卒業生氏名——本學
振資金申込者芳名
- 校友 彙報……………三五
- 居中調停 Mediation に對する
Conciliation の地位 (三)……………二
- 校友 加地 良七
- 圖書館彙報……………三



關 西 大 學
同 第 二 商 業 學 校
關 西 甲 種 商 業 學 校
指 定

店鋪擴張御披露

拜啓時下春陽櫻花の砌御顧客様愈々
御清榮奉賀候陳者弊店儀皆々様格別
の御引立を以て從來の店鋪にては狹
隘を感じ來り候につき今般洋服部附
プレス部を分離致し下記の所に開店
仕り從來の店鋪は食料品部竝に喫茶
室專用と致し候幸ひ新店舗も食料品
部と極めて近接致し居り候條御便宜
を旨とし忠實業に服すべく候間層一
層御愛顧御利用の上續々御用命賜り
度此段御披露旁々奉懇願候

敬具



大 阪 市 上 本 町 六 丁 目 交 叉 點 西 北 角

長 谷 屋 洋 服 店

電 話 南
(四 六 七 五 〇 九 一 一 〇 二 四 八 番 番 番)
(洋 服 部 專 用)

勞働法の基礎觀念 (九)

教授 吉 田 一 枝

目 次

- 第一節 人 格 權
- 第二節 勞 働 權
- 第三節 生 存 權
- 第四節 勞働全收權 (以上既載)
- 第五節 經營參議權

○
今や新時代の社會經濟は漸次に社會化(Sozialisierung)公有化(Kommunalisierung)されつゝある。随つて古い法律は最早新しい經濟社會には適せない様になると云ふことは寔に見易い道理である。茲に所謂社會化又は公有化と云ふのは、個人主義的財產本位的社會經濟生活の確保より漸次に社會主義的團體主義的人格本位的社會經濟生活への確保に進むことを意味するのである。

勞働はその原始的な單純な形に於ては一切の經濟生活は孤立した動作で十分に完成されたものである。然るに社會が大となり生活が複雑になつて來ると孤立した勞働ではどうしてもそれに應需することが出來なくなり、従つて勞働を組織だてることが必要となつて來るものである。それが即ち企業の原始的な觀念である。原始的な企業は組織された勞働に立脚して居つたものである。例へば、古代獨逸のマルク(Mark)共產體、古代ペルーのマルカ(Marques)村落共產體、ロシアの村落共產體(Mir)北アメリカの共產村オネイダ(Oneida)團體、アmana(amana)團體、我國の入會林入會漁の制度等に於てその例を偲ぶことが出來るのである。

然るに實際の社會生活の歴史に於ては企業は次第に勞働を離れた組織に移り、勞働に立脚し財産に立脚する様になつて來たのである。蓋し現代産業の一の特徴は、一切の企業は所有者の意識の儘に經營統制管理せらるゝ状態にあると云ふ事實である。資本が集積して企業が起り財産の所有者のみが企業者であると云ふ經濟的觀念の下に於ては、一切の企業は主として資本を有する者——所有者の法的利益のために考へらるゝと云ふことは當然なことであるからである。

企業それには必要のための所有から更に權力のための財産へと推移したためである

然も尚ほ現在人類の社會生活は強者の力の外に社會的協同の必要による組織に、又法的觀念が次第に社會協同化の歸向を指示してゐるのは、專制より協同へ、相互より協働へ、權力より互助共助への自然の趨勢の進展であると云はねばなるまいと思ふ

○
近來産業には新しい意義が承認せらるゝ様になつたのである。それは産業は人間生活を維持するためのものであると云ふ考へ方である。即ち雇主の個人的利益よりも雇主勞働者被傭者共通の社會的利益——一般大衆の利益がより大切なものであると云ふ考へ方である。即ち尤も完全なる産業方針は常に企業の營業の利益を企圖すると共に、被傭者勞働者の福利を念頭に置くべく、人間人格のためには時に會社工場鑛區の利益よりも職工鑛夫の福利を先にすることを要すと云ふ考へ方である。即ち奉仕の精神に基く協同と云ふ考察である。故に産業を目して單に營利の手段であると云ふ様な考へ方は最早過去の遺習に屬し、思慮ある先賢の士は産業は富の蓄積であると共に社會大衆の福祉を増進するための目的を有するものであると考へ直す様になつて來たのである。然しながら産業を隆昌にし繁榮せしむるためには、投じた資本に對し相當な利潤を擧げなければならぬと云ふことは申す迄もないことである。何となれば資本主義の經濟組織の下に於ては相當な利益配當がない様な企業には資本は原則として集中しないのであるからである。

○
現代産業の進化の一特色は勞働者に對する管理經營統制の態度が從來のそれとは根本的に變改を見たと云ふ點である。勞働者は最初は商品の如く機械の如く人格を承認せられず單に經濟的一因子として認めらるゝに過ぎなかつたのである。その後個人として對等の人格者として認めらるゝ様になり、更に又近頃に至つては産業の協力者協働者として産業上の參議權を認めらるゝ様になつたのである。即ち近來の産業の進化は雇主の獨裁專制の統制管理經營の方法から、立憲協同民衆的公益的の統制經營管理の方法に推移して行く傾向があるのである。

茲に産業立憲(Betriebsverfassung)の制度と云ふのは、第一には産業の民衆的統制であり、第二には産業統制管理の責任制であり、第三には産業の自主的裁判である。即ち立憲的産業統制經營の主義、民衆主義の原理原則とは要するに從來の特權に替ふるに機會の均等門戸の開放であり、被傭者勞働者の人格の承認であり尊重であり人間の建設であり勞働の人格化人道化である。換言すれば民衆主義とは社會構成的の誰人にもその技能と努力とに應じ社會的經濟的政治的に力ある地歩を確保し得る平等の機會を與ふべしと云ふ主張である。

茲に所謂雇主の獨裁專制の統制經營管理のやり方とは、産業の統制管理經營に關

しては全然雇主の一方的獨斷專行による方法であり、立憲協同公益民衆的の統制管理經營のやり方とは、先づ雇主が被傭者團體の意思を代表する委員會又は組合の幹部と相談し協議し懇談しその隔意なき諒解賛同を得、然る後に實行すると云ふ方法であり、労働者被傭者にその技能と努力を發揮し得べき機會を均等に公正に與へると云ふことである。産業の公益的民衆的な統制協同經營は自由な人間が自發的に衷心より喜んで協働生活團體の秩序と規律に信頼し悦服すると云ふ心持ちの上に築かれると云ふのが現代の思想である。産業の協同統制經營は凡ての人にあらゆる種類の優越性を發揮せしむる檣舞臺を提供するものである。それは根本に於て人を訓練して自己表現と自治とを得しむる道である。

この新産業主義は労働者被傭者の統制經營管理への参加(Beteiligung)と云ふこと——發言權提案權を分配すると云ふことは、或は多くの事業家は傳統的の因習に反するために之は雇主の優越的な自己満足自己陶醉を傷害せらるゝものであり又その事業の經營管理に無益な干渉を加へるものであるから、随つてそれは事業の統制を覆すものであると云ふ風に考へる人があるかも知れない、然し慧眼なる統制者經營者管理者は現代産業の尤も重要な論點は蓋し此所に存することを洞察し、神の姿に倣つて造られた人間人格は支配すべきものでなく承認尊重すべきであり、正しい人的關係——結局に於ける自己表現、人間建設創造にあることに氣がつくであらう。初雪やあれも人の子樹拾ひ。

○ 近世に於ける國家の政體が專制より立憲へ進む傾向は何れの國に於ても看取せらるゝ現象であるが、産業界に於ても同一の軌道を歩みつゝあることは前述した通りである。即ち從來の雇主の一方的專制獨裁の企業支配の原理に代ふるに立憲的労働施設(Konstitutionellen Fabrik)の思想が生れ、ローマ法以來の傳統的な純財産法的雇傭關係(Dienstverhältnis)の思想は労働干係(Arbeitsverhältnis)傭使關係(Anstellungsverhältnis)の觀念と法律上區別せられ、労働者被傭者の人格法的分子が決定的に強調せられ承認せられ尊重さるゝ様になつたのである。カスケル氏によれば、被傭者は産業的立憲制によつて經營隸民(Betriebsuntertanen)たる地位から經營公民(Betriebsbürger)たる地位に進んだのである。

○ 一 企業内に被傭者労働者とその企業の統制管理經營に参加せしむる制度は英獨埃露等に行はれてゐる。例へば獨逸の經營協議會法に認めた監査會議(Aufsichtsrat)英國の礦業法で認めた共同管理の制度の如きである。英國のコーパーターナシップの制度や佛國の労働株制度はその實企業家の資格を労働者に併有せしむるものであつ

て之も亦労働者をして産業の統制管理經營に参加せしむる一形態である。然しながら今日被傭者労働者をして労働條件又は生産行程以外に財政經濟商業上にも連帶の權限と責任とを負担せしむることは無理であらうと思ふ。

被傭者労働者が企業の統制管理經營に参加する方法に株式參與の問題がある。之は利潤分配の問題の解決手段としても労働爭議の豫防手段としても意義あるものであるがこの方法に大體三種類を區別することが出来る。

(イ) 少額株式(Kleinsaktie)——之は少額額面株式である。我商法には株式の金額は五十圓を下ることを得ざるものとし、一時に全額の拂込をなす場合に限り二十圓迄引き下げ得るものとせられて居り、その他何れの國に於ても株式の額面が高きに過ぎるから今少し株式の額面を下げ、被傭者労働者の零碎なる俸給賃金貯蓄金を以て比較的容易に株主たらしめようとする考へ方である。

(ロ) 労働株式(Arbeitsaktie)——之は労働力の價值を表はした株式で、一九一七年四月フランスの特別法が認めたものである。從來は何れの國に於ても金錢表示の株式のみを認めてつたが前記フランスの特別法では資本株式の外に労働株を設け一ケ年以上の勤続就職労働者の組合共有に屬せしめ、株式の配當を各組合員に分配し労働の代表者を株主總會及管理委員會に資本株主と同等の發言權を以て加入せしめ、又この株式制度も併用して會社を創立しうることになつたのである。

(ハ) 労働者株式(Arbeiteraktie)——之は一種の金錢株式で労働者被傭者に所有せしむるに都合よき多くの特權を與へた株式である。北アメリカに於てかなり廣く行はれてゐる制度である。例へば之の株式は當該企業内の被傭者労働者に限り然も市價以下、額面以下、又はプレミヤム抜き、分割拂、特別手當支給又は最低配當の保障を附すると云ふが如き條件にて株式を取得せしめ、當該企業外の所謂第三者に賣買譲渡することを禁じ、本人の死亡解雇退職等の場合には經營者側に於て市價にて買ひ取るが如き形式のものである。

尙ほ亦米國等に於ては近頃労働者による労働銀行(Labour Bank)が設置せられその活動目醒ましいものがある。

凡そ産業立憲制度を法律上から觀察すれば大體二種に分けることが出来ようと思ふ、即ち

(一) 労働委員會(工場委員會經營協議會)が事業主經營者側の産業の管理統制經營に資するため單なる諮問機關たる性質を有する場合、即ち企業の管理統制經營は全部企業者に專屬して居るが、その雇主の經營統制權の原則を犯さないある範圍内に於てのみ被傭者労働者に經營管理上の發言提案を認むるものである。我國米國英國佛國伊國を始め労働委員會の設置を雇主の任意に委ねてゐる諸國の

勞働委員會は、その名稱の如何を論ぜず概してこの種の性質、即ち諮問機關たる性質を有するものである。然し假令勞働委員會を雇主の任意の設置に任せることなく勞働委員會法を有する國にあつても之を以て雇主の諮問機關又は協調機關となす場合に於ては、前者と等しく法律上に於ける統制經營管理に關し參議權のないことは云ふ迄もないことである。例へば一九二〇年七月二三日のノルウェー勞働委員會法（第五條）一九二〇年一月八日のルクセンブルグ勞働委員會法（第一條）の如きはやはりこの種の性質を帯びて居るのである。

(二) は勞働委員會（工場委員會經營協議會）を被傭者勞働者に法律上の權利として或る程度の産業の統制經營管理に關し參議權を認めた場合である。即ち雇主はある事項に關しては必ず委員會と相協働して之を執行すべき法律上の義務を負担されてゐるのである。例へば、一九二〇年二月四日の獨逸經營協議會法（第六條、第七〇條、第七一條、第七四條、第七八條）、一九一九年五月一五日のオーストリア經營協議會法（第三條）、一九二〇年二月二五日チエックスロバキア經營委員會法（第二條）、一九二二年八月二日のチエックスロバキア經營委員會法（第三條）、一九二二年一月一五日から施行せられたロシア新勞働法（第一百五六條、第一百五八條）等は何れもみな法律上の參議權（Mitbestimmungs recht）を認めたものである。勞働委員會（Works Committees, Arbeiterausschüsse）は産業民衆主義の一表現である。勞働委員會は被傭者勞働者を企業の協働經營者としてその人格を尊重し責任を全うせしめ、産業の進展と勞資兩者の經濟的社會的利益的維持確保増進とを企圖するものである。換言すれば勞働委員會の根本精神は勞資兩者の協働（labour-capital co-operation）と産業の調和（Industrial Harmony）とに存するのである。即ち産業上に於ける從來の一方的な專制獨裁主義の思想傾向は時勢の趣移と共に人格主義的思想（Persönlichkeitssidee）、團體主義的思想（Gemeinschaftsidee）傾向へ進展し、さらに世界大戰以後に於ては、次第に社會的民衆的平民的色彩を加味するに到り、統制經營管理への參議（Beteiligung）、又は協働協定（Mitbestimmung, Mitwirkung）即ち、産業的立憲主義（Industrial Democracy, Betriebsverfassung）に移らんとし又は既に移りつゝある現狀である。茲に産業立憲と云ふ産業自治と云ふのは、畢竟するに産業の統制管理經營に關し被傭者勞働者を共同經營者としてその人格を承認し尊重し技能を發揮し得べき機會の均等を保障しその努力に應じ、その地位を社會的經濟的政治的に向上し人類最高文化の完成創造のために産業上の利害責任の協同分擔者たらしめんとする主義である。換言すれば産業の公益的民衆化平民化人道化と云ふ考へ方である。

現代の經濟産業組織に於ては、資本と勞働と經營統制とが相寄り相俟つて協働し

調和し、後始めて凡ゆる産業が成り立つものであることは云ふ迄もないことである。資本家が勞働者被傭者と結び被傭者勞働者が資本家と相携へ更に經營管理統制者の力量頭腦手腕經驗が發揮せらるゝ所に始めてよく三者の利益と幸福と安泰とが得られ、同時に國家經濟の隆昌進展平和が期待せらるゝものである。故に三者は飽く迄も相提携し共生共立共榮共存すべきものである。即ち資本家は主として資本を、勞働者被傭者は主として勤勞生産技術を提供し、之が經營管理者の頭腦力量手腕經營人格によつて融合一體化してあらゆる生産が行はるゝものである。殊に勞働者は勞働の生産技術の外に失業減收と云ふ生活上の危險を負担し、時には生命身體上の危險をも冒してゐるのである。故に生産は何と云ふても主として資本と勞働と經驗の三つの要素から成立してゐるものと見てよいのである。勿論製作品の價格の見積や考案設計製圖をなしたり、註文を引受たり、原料材料を購入したり、生産品を販賣することなどは經營技術の方面に屬し、直接生産行程には這らないから、そこ迄勞働者の協力權（Mitwirkungs recht）企業經營參議權（Mitbestimmungs recht）を主張することは多少無理があるかも知れない。然しながら少くとも工場鑛區作業所等の所謂企業經營の内部組織の管理統制——現業に關しては勞働者の方が雇主より、よりよく精通して居るから即ち現業それ自體は勞働者自身の活動範圍に屬し、生産に於ける現業は事實上凡て勞働者の力に相倚り相俟つべきものであるから、勞働者がその産業の經營管理統制に關する一半の權利を有して居るものと見てよからうと思ふ。それは産業自體の隆昌進展圓滿なる平和を招來すると云ふ意味からも、廣く衆知を聚むると云ふ點からも、仕事に興味と好意と信頼とをもたせ、その發言提案に對し共同連帶の責任觀念を負担せしむると云ふ意味合からも、被傭者勞働者を氣持よく働かせると云ふ點からも、蓋し道理のあるところである。且つ又斯くした方が反つて雇主の利益でもあらうと思はるゝのである。

如何に完全な制度を考案しても、それに働く従業員間に相互に對する好意と信頼の心持ちと人の和とがなければ、その制度の運用は必ず失敗に終るべきものである。之が即ち現業參加權であつて、例へば企業内の就業規則、仕事の段取り、仕事の振りあて方、仕事の進め方、仕事の監督、作業準備時間、休憩時間及休日、食事時間制裁並に賞與の種類方法、製品製作の手續の分類及綜合、出來高拂の場合に於ける請負方法等は現業參加權に屬するものであつて、之等に對しては企業の共同經營者たる勞働者に企業の統制管理經營に資するために發言、助言、提案の權を與へても然るべきものであらうと思ふ。

現業參議（加）權は勞働委員會制度の出で来る基本權である。斯くの如く勞働者に現業參加權を承認するならば、更に一步を進めて作業人員の配置、作業技術の轉換

労働者被傭者の作業の種類及作業場所の轉換、課業の齎整、就業時間、賃金の額、賃金支拂の方法、時及所、身元保證金、被傭者労働者の雇入れ及解雇、解雇手当等に關しても亦従業員の意見を參酌し得べき機會を與ふことも考へらるゝのである。今若しこの理論が容認され得るならば更に工場鑛區作業所一切の經營統制に迄従業員の代表者を参加せしめ、共に與に國家産業の協力者協働者たる實を擧げしむることも可なりと云ふことになるのである。この後の二つのものを包括したのが企業の參議(加)權である。果して然りとせば前述致しました現業参加權と企業經營參議權とが容認せらるゝことになるのである。

人間は感情の動物であるとも云はれてゐる。お互は互に理解し合ふときには満足を感じ、然も心裡の安定は作業能率の増進を齎らすものである。今若し資本家企業家が何時迄もその従業員を、その企業の經營管理統制に關し何等の發言助言提案の機會を與ふることを拒み、依然として專制獨裁の舊態を持続するならば、所謂労働階級の階級意識は愈々濃厚になり、雇主は出來うる限り低廉なる賃金にて長時間の従業員を傭使せんとて、従業員は生産を度外視してなるべく短時間に、唯だ高率な賃金を獲得せんとする氣持傾向を帶ぶるに到るべきことは定に見易い道理である。企業の統制管理經營その宜しきを得るならば、高き賃金と製品の原價の引き下げとは同時に之を行ひ得ると云ふことは決して難事ではないのである。低廉なる賃金長時間の労働は常に必らずしも産業には有利ではないのである。斯くすることは結局に於ては産業の生産能率の低下となり、勞資の紛争となり、物價高となり、生活難となり、國家産業の衰退となるのである。

産業は技術を支配し機械工場その他の設備を統制統御する被傭者労働者あつて始めてその生産過程は進行するものである。資本と労働の配合按排その宜しきを得、始めて産業の生産は發展隆昌の基礎を作るのである。故に現時の大量生産に純然たる勞資の協働行為である。協働行為は人の和である。人の和は人間生命の尊重であり、互の人格の承認尊重信頼である。孟子曰、天時不如地利、地利不如人和。生産上の要素である勞資が、協業して作業の能率を高めようとする動機は、相互扶助共同連帯の精神に立脚してゐるものであつて、その基礎を人格の承認尊重に置かねばならない。

前述せる現業参加と企業参加の兩者を憲法上保障したのが獨逸憲法第六十五條、ユーゴスラブ憲法第四十四條、ダンチツヒ自由憲法第四十五條及第百十四條、ポーランド憲法第六十八條等である。その他法律上企業参加と現業参加とを容認した

ものは前述せる如く奧太利の經營評議會法、獨逸の經營協議會法(之は一九二八年二月廿八日の改正法で若干改修せらる)チェコスロバキアの鑛山經營委員會法、並に經營委員會法、ロシアの新労働法等である。

之は恰も裁判を行ふに當り専門の裁判官の外に素人である陪審員を參與せしめて裁判をなす陪審制度——國民の常識を裁判に酌むの制度を司法に認めたと同様なことである。

労働が資本と同格に於て法的の保障に値するものである以上、資本の提供者にその代表者をしてその企業を經營管理統制せしめ、利潤所得の分配に與らしむる權利を承認するならば、労働——生産技術——時に生命身體の危險を冒してゐる——の提供者にも亦企業の經營統制管理に關し發言提案の權を與へ、所謂企業の参加權を承認保障すべきではなからうか。之は法的觀念上衡平の原理による公正なる歸結である。即ち従業員側の統制が完全に圓滿に行はれ能く協調がとれて、始めて勞資が平衡を保持せられ生産能率の増進となり産業の平和、國家の安泰がこゝに生るゝのである。

獨逸憲法第六十五條 労働者及被傭者は、企業者、同等の權利を以て、共同して賃金及労働條件の規律並に生産力の全經濟的發展に參與するものとす。(die Arbeiter und Angestellten sind dazu berufen, gleichberechtigt in Gemeinschaft mit den Unternehmen an der Regelung der Lohn- und Arbeitsbedingungen sowie an der gesamten wirtschaftlichen Entwicklung der produktiven Kräfte mitzuwirken.) 兩者の何れの側に於ても組織及その聯合となすことは之を承認す。

労働者及被傭者は、その社會上及經濟上の利益を防衛するために産業労働者會議(Betriebsarbeiter), 並に經濟區域によりて分たる、地方労働者會議(Bezirksarbeitererrat), 及全國労働者會議(Reichsarbeitererrat)を以てその法律上の代表者とす。地方労働者會議及全國労働者會議は企業者及その他關係ある階級の代表者と相合同して全經濟的任務を遂行し、及社會化法(Sozialisierungsgesetz)の執行に協力するため地方經濟會議(Bezirkswirtschaftsrat), 及全國經濟會議(Reichswirtschaftsrat)を組織す。

地方經濟會議及全國經濟會議の構成はすべての重要な職業集團(Berufsgruppen)がその經濟上及社會上の地位に相當するものたらむことを要す。云々。

獨逸憲法第六十五條冠頭の「労働者及被傭者は企業者と同等の權利を以て共同して賃金及労働條件の規律並に生産力の全經濟的發展に參與するものとす」は、即ち労働委員會(Arbeitererrat)である。斯の如く獨逸の労働(者)委員會は勞資の對立を前提とし、その目的は勞資の圓滿なる協調協定をなさしむることに存するのであ

る。又同條第三項の「全經濟的任務を遂行し及社會化法の執行に協力するため」は即ち勞働者經濟委員會(Arbeiterwirtschaftsrat)である。即ち獨逸の勞働者經濟委員會は勞資の協働協業關係に着目し、その目的は一國の生産を合理的に増進せしむることに存するのである。而してその生産に對する關與は、勞働者として企業家と對等の地位に於て企業の統制管理經營に共同に参加することとしたのである。

獨逸憲法の斯くの如き規定は、彼の世界大戰以前に於ては到底觀ることを得なかつた現象であつたが、その後獨逸憲法の影響を受けユーゴスラフ、ボンチツヒ、ポーランド憲法は、勞働委員會並に經濟委員會を規定し社會的經濟的の諸勢力を代表する公の機關たらしめてゐる。

獨逸に於ては憲法第六十五條の規定により千九百二十年二月四日經營協議會法(Betriebsratgesetz)の制定發布を見たのである。この法律の根本精神は「勞働者は勞働者たると同時に等しく生産者である」と云ふ思想に基くものであつて、勞働者をして企業の經營管理統制上に於ける參議協定權を得しめ、企業者と同一なる條件のもとに均しく經營管理統制の目的の遂行に參與せしめんとするものである。即ちこの制度は勞資兩者の包括的な協働性を基調とするものであつて、尤も進歩した有意義な勞資協調協業新産業社會建設のための制度であつて、世界の勞働立法史上に一新機軸を出したものと觀ることが出来るのである。

獨逸のこの制度は畢竟企業の立憲政體を規定したもので、産業經濟の專制政體と代議政體との中間を歩まんとするものである。即ち獨逸憲法第六十五條及獨逸の經營協議會法により被傭者勞働者は企業の經營管理統制に關し企業家と同權になつたのである。

獨逸經營協議會法(Betriebsratgesetz)は第六章百六條より其第一條には「雇主に對し被傭者の共同の經濟上の利益を擁護し同時に雇主を援助し以て經營目的の實現に努力するため」云々とある。即ち被傭者勞働者をして經營に参加協力せしめ能率増進の必要を自覺せしめ、よつてもつて經營の生産能力を高めようとするのである。換言すれば獨逸の經營協議會は雇主の經營管理權及發案權を阻害することなく最大の生産能率を發揮せしめ得ると共に、勞働者被傭者をして勞働の喜悅と、産業經營管理統括上に於ける連帶責任の分擔者協力者たる實を擧げ、凡ての經濟的企業が國家全體の利益のために存するものなる以上、企業家と従業員とは對等同一平等なる條件に於て産業自治の遂行に參與すべきものなりとの思想がこの制度の根本基調をなしてゐるものである。

獨逸の此經營協議會法は千九百二十八年二月二十八日の經營協議會法改正法(Veränderungsgesetz zum Betriebsratgesetz)により若干の改修を見たのである。改正

法は四ヶ條よりなり、其第一條には舊經營協議會法の二十三條、其第二條には舊經營協議會法の九十五條、其第三條には舊經營協議會法の九十九條を改修増補したもので、其第四條は本法施行の日(一九二八年二月廿八日)を規定してゐるのである。本改正法の根本思想は舊經營協議會法と少しも異なるところはないが改正の要旨は主として選舉委員會(Wahlvorstand)の任命を確保せしめ之を保護せしむることに存するのである。

今企業參加と現業參加の兩者を保障した獨逸憲法以外の二三の憲法條文を擧ぐるならば

ユーゴスラフ憲法第四十四條 社會的及經濟的立法の發案のために經濟評議會を設立す。その規則職務及權限は法律を以て之を定む。

ポーランド憲法第六十八條 地方自治權と相併立して特別の法律を以て經濟生活の各部につき經濟的自治權の制度を定むべし。殊に農業會議、商業會議、工業會議、職工會議、賃金勞働會議及その他を設け、その全部を以て共和國最高經濟會議を組織すべし。その經濟生活の共同の管理に關し、及立法作用の範圍に關し國の機關と相協力することに付ては法律を以て之を定む。

ダンチツヒ(自由市)憲法第四十五條 法律案は元老院より又は諸種の職業及取引を代表し適法に組織せられたる諸團體より之を提出す。經濟問題若くは社會問題に干する法律案は右團體に提示してその承認を経べし。

ダンチツヒ(自由市)憲法第一百四十四條 勞働者及被傭者はその同類中より勞働者及被傭者のために各別の産業會議(Trade Council)を設立す。この産業會議は雇主と平等の地位を有し、且つ賃金及勞働條件に關する問題の規律につき雇主と協力す。詳細は立法により之を定む。兩者の側の團體及その相互間の合意は之を承認す。

勞働者及被傭者の社會上及經濟上の利益を確保し、及生産能率の公共經濟的發達を助成せしむるため第四十五條第二項に従ひ勞働局(Labour office)を設立す

○ 生産能率の増進と云ふことは、唯だ工場鑛區作業所等の企業内に於ける建物機械工具衛生安全等の諸設備を改善し完備し、不生産的な費用を節約することのみに存するものではなく、被傭者勞働者が眞に生産能率増進の必要なる所以を理解し、産業の協力支持者責任の分擔者であると云ふ自覺がより根本的な問題である。即ち生産能率の増進上尤も大切なことは、感情の上からも完全に圓滿にシツクリと勞資の協働一致(Labour-capital co-operation)と云ふことでなければならぬのである。

千九百廿年二月四日の獨逸經營協議會法は、大戰後勞資の協同を促進し生産増進のた

めに設立せられたものであることは前述せる如くであるが、然らばこの經營協議會はその後果して所期の如き効果を擧げて居るであらうか。この點に關し、ポットホフ博士の「經營の社會問題」によれば、朝野各方面の政治家、學者、實業家、勞働運動家等の經營協議會觀なるものを推知することが出来るが、要するにこの協議會はこれだけでは社會一般の満足を得たものと云ふことは出来ない様である。即ち雇主側は産業經營の生産能率を高めるにはどうしても完全なる勞資の協同一致の工場政策によらねばならないと云ふことを痛感した様であり、勞働組合側では經營協議會を以て勞働組合の機關としなければ豫期の目的を十分に達成することは出来ないと思ふてをるのである。

ニューヨークタイムズ紙（一九二六年一月七日の）は米國産業會議の席上に於て、ミットン氏の新勞資協働制に關する講演の要旨を掲げて居る。之はミットン氏がフィラデルフィア市街鐵道、乗合自動車、タクシー自動車、航空等の諸會社に於てその實施の結果を發表したものである。氏の試は別段新しい提案ではないが、要するに「各従業員をその會社工場鑛區作業所の株主たらしむること」に歸するのである。曰く「何人でも自己の財産は大切にするもの」である。従業員が企業の經營管理統制に参加する方法に株式參與の方法のあることは前述せる如くである。

資本家企業家の利益は、即ち従業員利益となる様に設けられた協定賃金その他の勞働條件は勞働爭議を不可能に近づかしむるものである。投資者も自己の財産を増し従業員も自己の利益所得が増大する様になれば、兩者ともこの方法に従ふ様になると云ふことは見安い道理である。若し企業家資本家にして従業員を唯だ牛馬の如く働かせて生産額の増大のみを希ひ、従業員は唯だ高率なる賃金のみを得ることを考へたならばその結果は知るべきのみである。多くの大工場大鑛區には日々數萬數千の勞働者被傭者が働いてゐるが之等の従業員に生産機關の所有者たらしむる方法手段を講ずることである。斯くすれば彼等従業員は人格に於て一段の向上自重を招來するのである。今日の狀態を何時迄も繼續するものとすれば勞資兩者の間に軋轢紛争の起ることはあまりに當然すぎることである。資本家企業家はより大なる利益を求め、従業員はより高き賃金を求め、結局に於て社會公衆消費者がその價を支拂はねばならないのである。私共の求むるところは大なる生産であるが、その結果に於てよりよき配當、公正なる分配の出来るものでなければならぬのである。生産が増加すれば従つて生産費が輕減されるから、資本家企業家従業員生産者消費者社會公衆は何れもみな幸福利益を享けることになるのである。

我國に於て雇主側が勞働組合を勞働條件協定の交渉機關として是認し、勞働協約

(collective agreement, collective bargaining, Tarifvertrag, Arbeitsvertrag, Arbeitsnormenvertrag, Kollektiver Arbeitsvertrag, convention collective de Travail.) を締結し、以て企業の統制管理經營に關し或る種の參加發言提案權を容認してゐるものは瀬戸陶磁器工商同業組合(愛知縣瀬戸町) 岡部電機製作所(東京府大崎町) 株式會社川北電氣製作所(大阪府今福及放出) 東京製鋼株式會社(川崎、兵庫、小倉市) 山村製鐵所(西宮市) 株式會社田中機械製作所(大阪府尻無川) 日本船主協會(神戸市) 株式會社行政學會印刷所(東京府荏原町) 直喜鐵工所(川崎市) 水野陶磁器工業組合(愛知縣水野村) 上條鑄工場(埼玉縣川口町) 合資會社福治鑄工場(埼玉縣川口町) 淺見工場(埼玉縣川口町) 瀧澤鑄工場(埼玉縣川口町) 其他若干ある位のものである。

前記瀬戸陶磁器工商同業組合とその被傭者團體なる瀬戸荷造業組合は明治卅五年三月に創立されたもので、爾來雇主組合と荷造組合とは團體交渉を續けて來てをつたが、大正八年九月十六日に團體協約を締結したのである。

川北電氣製作所に於ては大正十三年九月四日川北電氣社長と勞働組合純向上會との間に「川北電氣製作所は勞働組合純向上會がその標榜する産業立憲制の主義主張を維持する限り之を是認し、その組合の團體交渉權を認め爾後一切の交渉に應ずること」と云ふ覺書を交換し同年九月十三日に次の如き細則を協定したのである。

(イ) 委員會に關する件——川北電機製作所は其従業員の勞働條件の維持改善に付常に純向上會の代表者と折衝し、重要な事項に關しては双方より選出したる各同數の委員を以て委員會を組織し、隔意なく審議協定するものとす。

(ロ) 職工雇傭に關する件——川北電機製作所に於て職工雇入れの必要あるときは、純向上會と協議の上適任者を採用するものとす。

(ハ) 職工解雇に關する件——事業の縮小其他會社の都合により職工を解雇する場合には、會社は純向上會と協議の上その人選員數等を協定すべきものとす。

(ニ) 純向上會代表者工場出入の件——純向上會代表者は會社承認の下に今福、放出の兩工場に出入し、工場幹部と意思の疎通を計ると共に職工の能率増進に關しては深甚の注意を拂ふものとす。

東京製鋼株式會社は、大正十五年二月廿三日日本勞働總同盟關東同盟會長と勞働協約を締結したのであるが、其の覺書は五ヶ條よりなり、第一には東京製鋼株式會社従業員は原則として日本勞働總同盟製鋼勞働組合員たること、第二には東京製鋼株式會社は日本勞働總同盟製鋼勞働組合を公認し、團體交渉權を認むること、第三には勞資双方とも一切の勞働條件の改善に關しては一般製鋼産業の條件を充分に考慮することに於てゐるのである。

山村製鐵所は大正十五年十月廿日に日本勞働組合總聯合關西聯合會長と勞働協約

を締結し、その覺書は五ヶ條よりなるものである。その一には當所は組合が着實なる主義を變更せざる限り事業主と従業員双方公正なる利益増進を目的とせる團體交渉權を確保す。その二には當所に於て従業員の雇傭又は解雇をなさんとする時は組合代表者と協議の上決定なすべきこと。その三には労働條件の維持改善及改廢は組合と折衝の上なすべきものとす。その四には組合は労働能率及嚴正なる秩序維持に努むべきものとす。とある。

株式会社田中機械製作所は大正十五年十月一日純向上會長と一の契約を締結し産業委員會なるものを設けてゐる。之は十七ヶ條よりなるもので純然なる團體交渉とは認め難く、又團體交渉の機關としての工場労働委員會とも解し難き點もあるが労働條件の維持改善及職工の雇入解雇等に關しては労働顧問(純向上會長)と交渉協議の上決することになつてゐるのである。

直喜鐵工所は昭和三年三月七日日本労働總同盟神奈川鐵工組合主事と労働協約を結び、覺書は六ヶ條よりなるもので、その一は直喜鐵工所は日本労働總同盟神奈川鐵工組合を公認し、團體交渉權を確保すること、その二は直喜鐵工所従業員は原則として日本労働總同盟組合員たること、その三は労働條件の改善又は改革の場合には工場主は組合代表と協議の上之を決定すること、その四は従業員の採用又は解雇の場合には工場主及組合代表協議決定の上之を行ふこと、その五は組合は不良組合員に對してその責任を負ふこととしてゐる。

次に團體交渉の機關としての工場労働委員會の設けあるものは岡部電機製作所(東京府大崎町)株式会社行政學會印刷所(東京府荏原町)位のものである。即ち

岡部電機製作所は大正十三年四月爭議の結果に鑑み、同所工業主は虚心坦懷勞資諒解協力の下に工場經營管理の必要を痛感し、爭議當時の代表者たる日本労働總同盟關東同盟會執行委員と下請人なる名義の下に九ヶ條よりなる誓約書を結び、下請人に職工全部の責任をたしめ、新人職工はすべて所屬組合員より採用すべきことにしたのである。然るにこの下請制度は親方制度と同様であつたため、大正十三年八月廿日團體交渉の機關としての工場労働委員會を以て代ふるに至つたのである。即ち岡部電機製作所にあつては労働組合側と協議の上、岡部電機製作所工場規定を作製したのである。同規定は十九ヶ條よりなり、又工場委員會規約は九ヶ條よりなるものである。同工場規定の第二條は「當工場には労働條件作業方法、並に一般福利増進等の問題を協議決定する機關として工場委員會を設く」云々と規定し、その第十條には「職工の賃金はその技能及生活費を斟酌し日給額を定めて支給するも全従業員を通じて均衡を圖るものとす」云々とあり、又工場委員會規約第一條には「本委員會は勞資の代表者を以て組織し労働條件作業方法並に一般福利増進に關し常に

適正なる解決をなすために努力する機關とす」とある。

株式会社行政學會印刷所は昭和二年一月廿三日日本労働總同盟出版労働組合と協議の上、工場委員會(出版印刷労働組合戸越支部工場委員會細則)を作つたのである。同細則は七ヶ條よりなり、その第一條には本委員會は勞資の代表者を以て組織し、労働條件作業方法并に福利増進に關し常に適正なる解決をなすために努力する機關とす。とある。

次に團體交渉の機關としての工場委員會ではないが、工場委員會に企業の經營管理統制に關し或る種の参加發言提案決議を容認してゐる。二三の例をあぐるならば久保田鐵工所(大阪府船出町)工場委員會規定第廿八條によれば「委員會は當事者双方の要求ありたる場合は従業員相互間の苦情又は紛議につきて調停を爲すことを得」とあり、發動機製造株式會社(大阪府大仁町)勞聖會々則覺書によれば「勞聖會々則第七條中」の解雇條件に關しては左記の特定事項に限り必ず會社は勞聖會委員會に諮問す。

一、事業上餘儀なく解雇する場合は會社は其理由及人員を一週間以前に諮問すべきこと。但し特別の事情あるときは一應諮問し同意を得たる後即時解雇することあるべし。

二、時間の伸縮を行はんとするときは其理由を釋明諮問すること。

淡陶株式會社(兵庫縣)工場委員會では毎定期協議會に於て向ふ三ヶ月間の賃金協定をなし、其の決議に基いて賃金の支給をなしてゐるのである。

尚ほ藤本製紙工場(愛媛縣)委員會では「労働賃金其他労働條件の變更は必ず委員會に諮問の上決定すべきこと」になつて居り、又「工場の事業經營に關する事項に付ても一應委員會に諮問して之を決定すべきこと」になつてゐるのである。

斯の如きは我國に於ける工場労働委員會の職能に屬する規定としては全く異例である。而して協調會の調査(昭和四年一月現在)によれば、我國の工場委員會の適用を受けてゐる従業員は約三十二萬人である。

産業の立憲制産業民衆制とは要するに何人にもその能力と努力とに應じ、社會的に經濟的に相當なる地歩を占め得る様に公正に門戸を開放すると云ふことである。

即ち舊來の雇主の特權に替はるに人間としての被傭者労働者への機會の均等と云ふことである。

斯くすることは舊來の資本家、企業家、經營者はその産業の管理經營統制の獨裁制から遠ざかり、産業の立憲共同管理經營統制の方へたどる傾向となるかも知れない。之は舊來の資本家企業家經營者には或は容易に承服し難い事であるかも知れない。

い。然しそれが反つて資本家、經營者、企業家にとつて實力頭腦經綸手腕の試練となるのではないだらうか。

從來の産業の經營管理統制には殆んど全部、唯だ資本さへあれば出来た様な傾向であり、又それが事實に近かつたものである。然し今後はたゞ資本だけでは企業の經營、管理、統制は困難となり、企業の經營、管理、統制にほんとうに理解あり、能力あり、手腕あり、確信あり、生産の一半のつとめを分擔する従業員を人格化、人間化しなければならぬ時代となつて來たのである。斯くなるのが時の勢であると云ふのではなく、又斯く爲すべきものである許りではなく、又斯くしなければならなくなつたのではないだらうか。現代は何事にもよらず Fair Play を要求するのである。

然も亦斯くすることが結局に於て我國の産業上の大局から大觀して利益であると云ふことになるのではないでしようか。何となれば産業あつての人間、産業あつての國民、産業あつての従業員ではなく、人間あつての産業、消費者社會公衆あつての産業であるからである。而して又一國の産業は勞働力の充實によつて始めて堅實に榮ゆるものであるからである。産業は人のための産業であり社會民衆國家のための生産であると云ふことを思はねばならないのである。

今後の産業政策は云ふ迄もなく勞働政策を中心としなければなりません。勞働政策はその目的とするところは國民の最大多數を占めてゐる主として勤勞階級の生活の利益幸福の増進をはかるにあるものである。既に今日に於ては英國、獨逸、奧太利、ポーランド、ロシア、チエツコスロバキア、ユーゴスラヴ、フィンランド、エストニア、濠洲、ニュージーランド等に於ては勞働政策が産業政策の中樞をなしてゐるのである。之は正に時代の流れであり、勢であり、時代の要求であり、又今後の産業界の迫るべき道である。

何と云ふても社會政策の中心をなすものは勞働政策であり、それは同時に産業政策である。然も亦階級政策である。茲に階級政策と云ふのは勞働階級のみを目標とするものではなく、社會そのものを目的とする政策である。即ち社會政策は階級政策を根柢とし勞働政策を中軸とするから、そこに會社の目的が達せらるゝに到るのである。抑も社會政策は産業を無視することが出来ないものであることは云ふ迄もないことである。即ち産業政策が必要である。故に産業政策は社會政策と双立すべきものであり又合致すべきものである。

英國の現首相マクドナルド氏は、人はその生活のために勤勞しなければならぬと云ふことに對しては決して不平ではないのである。勞働者が生活の安定を得ることと能はず、彼自身と不可分離の關係にある經濟産業の組織に對し何等の參與權をも

有せず、彼は唯だ他人の專斷とその營利の對象となると云ふことが道德上忍ぶべからざることであると云ひ、又若し勞働者が自ら産業の經營管理統制に關し、或る程度の參加經營管理統制の權利と共同責任とを分擔する様になつたならば、社會協働の精神が遺憾なく發揮せられ勞働に對する道德的の衝動が十分に活動し、勞働者は企業の經營管理統制に協同の責任を持つことになるから、勞働の刺激と喜悅とが存することになるのである。斯くて單調にして無味苦痛な勞働は輕減せられ、勞働者の精神力を十分に發揮し得る機會を多くするであらうと云ひ、又産業組織、社會の富力、勞働者の自由の進歩の向上のためには、何としても經營者と勞働者との間の協定協同が必要である。先づお互は勞資協力の問題と好意とを以て進まねばならぬと論じてゐる。(未完)

内 案 書 讀

質 問

觀世音菩薩の緣日には清水寺(京都)の千日詣、淺草寺(東京)の四萬六千日なごいろく(に)稱へられてゐます。三養雜記(山崎美成著天保十年)には九十日、百日、四百日、四千日、六千日、四萬六千日のあることが其恰當と共に示されてゐます。然し前の千日は見へませぬ斯様に或日に詣でたことが多數日の參拜に相當すること云ふことの根據が知り度いのであります。考證すべき文献のお示しを願ひます。(徳島市中通町三丁目四一 木下肩城)

解 答

大日本國語辭典 卷一
言泉(勞實矢一收修本) 卷一
補佛敎大辭典
訂佛敎大事業 上卷
類聚名物考卷一(井上賴因、近藤瓶城校訂本)
故事類苑宗教部 三
三訂日本社會事業 上卷
廣文庫 第三冊
日本家庭大百科事彙 第一卷
(解答者 新町 徳之)

上田 萬治年
松井 簡直
落合 直文
織田 得能
佛敎 大學
山岡 俊明
神宮 司廳
經濟 雜誌
物集 高見
富山房百科辭典編集部

讀書に關する質問をどしどし弊局宛お出し下さい。弊局ではその部門に隨ひ、それぞれ専門諸教授にその應答を求め、本誌上に掲載いたします
▽封皮には讀書案内と朱書のこと
▽毎月二十日迄の分を翌月の誌上に掲載します
▽誌上匿名は隨意ですが、在學科別學年、卒業年度及び住所、氏名を別に明記して下さい。

狩獵民族と奴隸制度 (完結)

——奴隸制度存立の經濟的條件
に關する若干の考察 (一)——

講 師 辰 巳 經 世

六

上述せる諸部族の間に見出さるゝ奴隸たちに、如何なる仕事が課されて居るかといふことに關し、相當明確なる報道が得らるゝならば、先づかくの如き報道を検討し、然る後、これらの諸部族の間に於て、奴隸制度が如何なる地位を占めて居るかといふことに就て、然るべき結論に到達し得る筈である。然るに、吾々が利用し得べき諸人類學的報道は、この目的から言つて、寧ろ極めて不完全である。たゞそれにも拘らず、假令不完全にもせよ、一應この種の若干の報道を検討することに依り、吾々は第一に、それらが既に擧げた奴隸制度の諸原因とどの程度まで一致するかを見ることができ、第二に、吾々がこれらの諸部族の間に於ける奴隸制度の特質をより明瞭に理解し得べき、有用なる資料をそれらから引出し得るであらう。かくの如き意圖から、人類學者たちに依つて示されて居るところの、奴隸の職業を列擧するの煩勞を暫し忍ぼう。

第一、極く僅かな例ではあるが、奴隸はその主人の戰時に於ける軍事的勢力を強化することに役立つ。例へば Aleut 部族の奴隸は常にその主人に隨伴して、これを守護しなければならぬ(1)。Tlinkits 部族の富裕者は、男女奴隸を買ひ入れるが、これらの奴隸は、主人のために、漁業その他の勞働を提供することの他に、戰爭の際には主人に加勢しなければならぬ(2)。Tsimshian 部族の奴隸は、主人が留守の場合にはその留守宅を警護する(3)。Ahts 部族の奴隸も亦、戰爭に際して主人に隨從し、主人のために戦はなければならぬ(4)。

- (1) Petroff, L., Report on the Population, Industries and Resources of Alaska, p. 152.
- (2) Bancroft, p. 108. 勿論、ついに戰爭の際に主人に加勢しなければならぬといふのは男奴隸のみであらう。尙ほ Niblack, p. 252 をも参照。
- (3) Boas, F., Die Tsimshian, p. 244.
- (4) Brown, K., Adventures of John Jewitt, p. 130.

この奴隸の軍事的機能は、吾々が後に見る如く、若干の牧畜及び農業民族の間に於ても存在する。かくの如き場合には、社會の産業的方面が、軍事的方面から未だ完全に分化してゐないのである。Tlinkits, Tsimshian 及び Ahts に關しては、主人若しくは主人の財産の守護のために奴隸を使役するといふことが、奴隸貿易に依つて便利ならしめられて居る、と言ふのは、著しく遠隔の地域から持ち來された買得奴隸は、隣族から獲た捕獲奴隸の如く戰爭に役立ち得ない條件を具備してはゐないからである。即ち、後者である、屢々その同族たるべき、敵軍に内應し、若しくは敵の陣營に向つて逃脫する處が大であるが、前者にはさういふ處が少いからである。

ところが、Aleuts の場合には、捕獲奴隸でさへも戰爭に用ひられて居るといふ例を提供する。Petroff に從へば (p. 108) この部族の奴隸は、多く戰爭で捕獲された俘虜やその子孫たちだからである。然しこのことは、吾々自身の心理から推測してなす程に、大して不思議とするに足りない、この種の段階に在つては、敵の俘虜となつた人間は、直ぐその元の同族から忘れられてしまひ、然らざる場合と雖も、却つて排斥せらるゝといふが如きことが屢々あり得るのである。例へば、『Mojave 人は、一度捕へられて俘虜になると、永久にその同族から見捨てられ、再び歸つて來るやうなことがあつても、その母ですらこれを相手にしない』程である(1)。自己の部族に於てかくの如き待遇を豫期しなければならぬといふことが、捕獲奴隸をして、寧ろこれを敵として主人のために戦はしむるに至ることは敢て異とするに足らぬであらう。

(1) Bancroft, p. 499.

第二、奴隸は時とすると、狩獵、漁業及び漁業に關係ある仕事——例へば舟漕ぎ等——に使役せらるゝ。例へば、British Columbia の Simpson 岬に於ては、Tsimshian 部族の奴隸中で強健な、勝れた獵者は、一人で九枚の毛布、一挺の鐵砲、充分な分量の彈藥、着用に仕立上げた二枚の鹿皮、煙草、朱色の塗料、鏝、その他細々したものを持ち運ぶといふことである(1)。又同じく Tsimshian 部族の奴隸は、Boas の語るところに従へば、小舟を漕いで、獲物の海豹を陸に運び、それを料理する(2)。Tlinkits 部族の奴隸も、前に引用した如く (Bancroft, p. 108)、その主人のために漁業に従事しなければならぬ。Nootkas 族の間では、『一般の食物を得るための通常の漁業は、奴隸又は部族中の下層階級に依つて營まれ、鯨を捕るとか鰐虎を狩るとか、いふやうなより高尚な仕事は、酋長及び武人に依つてのみ成し果たされる』(3)。Jewitt の物語に従へば、Aht 部族の奴隸はその主人に魚類を供給しなければならなかつた。そして Jewitt 自身がこの部族の一少女と結婚した時に、贈物として二人の若し男奴隸を受取つたが、彼らはこの新主人の漁業を助けるために贈られ

たものであつた(4)。

- (1) Niblack, p. 252.
- (2) Boas, Die Tsimshian, p. 237.
- (3) Bancroft, p. 188.
- (4) Brown, Adventures of John Jewitt, pp. 130, 201.

吾々が前に、純粹狩獵民族を問題とした場合に、一般に狩獵は奴隸の仕事として不適當であると結論したが(本誌第七十六號第一四頁參照)、そのことは必ずしも、今吾々が問題として居る諸部族の事情と矛盾するものではない。蓋し、既に述べたる如く、産業及び商業が高度に發達せるこれらの部族の間では、狩獵は必ずしも最も名譽なる職業ではなく、且つその地域に於て獲物が非常に豊富であるといふことが、Ojibways その他類似の諸部族の間に於けるが如き熟練を殆ど必要としないからである。

第三 Jewitt の時代に於ける、Ahts 部族の奴隸は、丸木舟を作り、家を建てたり、修繕したりしなければならなかつた(1)。このことは、奴隸制度が彼らの間に於て、重要な經濟的機能を果して居つたことを明かにするものである。

- (1) Brown, Adventures of John Jewitt, p. 130.

第四 奴隸が家内勞務に従事することに就ては、吾々は頻繁に聞く機會を有する。例へば、Tsimshian 部族の奴隸は、獲つた海豹を料理したり、薪を切つたりする(1)。Nootkas の間では、婦人が冬季使用のために魚や狩獵の獲物を貯蓄できるやうにしたり、料理をしたり、衣類を調整したり、果物や貝類を採取して貯藏食料を増したりするが、富裕な階級の間では、かういふ仕事は大部分奴隸に依つてなされる(2)。Ahts の間では、Sprat が語るところの如く、奴隸は家庭的勞役に従事する。高位の人間が轉住する際には、奴隸が先づ行つて新住居の用意をする。又 Jewitt 物語に従へば、『水汲みとか、薪切りとか、その他各種の賦課は、悉く奴隸がする』(3)。等等。

- (1) Boas, Die Tsimshian, pp. 237, 240.
- (2) Bancroft, pp. 196, 195.
- (3) Sprat, J. M., Scenes and Studies of Savage Life, pp. 90, 38; Brown, Adventures of John Jewitt, pp. 130, 131.

尙ほ一々引用の煩を避けるが、太平洋沿岸居住部族の間に於て、奴隸がこの種の寧ろ家内勞役に使役されて居ることに關する報道は甚だ多い。ところで一般にこの種の發展段階に在る民族に在つては、かくの如き勞役部門は女子の專業に屬するものなること、既に述べた通りである。(本誌第七十六號第一四頁參照)。従つてかく

の如き女子專業部門に奴隸が一般的に使役せらるゝ事實から、これらの諸部族が他の大多數の狩獵民族とは異なる特殊の生活環境に在るものと推測しなければならぬ(同上第一四一—一五頁參照)。第一に、こゝでは、かのオーストラリア諸狩獵民族の間に見る如き、婦人への蔑視若くは虐遇は殆ど存在しない。而してその理由は、商業用物資の多くが婦人に依つて調達せらるゝことに依り、婦人の勞働が尊重せられざるを得ぬことに在る。例へば、歐洲人來着以前の Chinooks の商業用物資は、魚類、油、貝類、及び *Wigwago* 等であつたが、『この *Wigwago* は一種の球根で、文明國の蕪菁や馬鈴薯にも比せらるべき重要商品である、而してその採掘は主として婦人に委せられて居る』(1)。Lewis 及び Clark も亦、『Columbia に於ける最重要食料従つて最重要商品たる』この球根が、主として婦人に依り採掘されて居る旨述べて居る(2)。Tlinkits は奥地居住部族に、籠類、舞踊用衣類、*Alaria Esclenta* と稱する一種の海草を以て作れる菓子、*ser* と稱する一種の魚から搾り出した魚油等を輸出するが、この籠類や舞踊用衣類は専ら婦人に依つて作られる。漁獲期には、婦人たちが終日その獲れた魚の始末のために働く、秋季には、彼女たちは果物や、根莖や、その他植物性食物を採掘し、他の季節には貝類や海膽を獲る。こゝでは凡ゆる貿易商品が、婦人勞働の生産物である(3)。同様の事實は、尙ほ Ahts その他に關しても報ぜられて居る(4)。

- (1) Bancroft, pp. 239, 234.
- (2) Lewis and Clark, Expedition up the Missouri, III, p. 38.
- (3) Krause, pp. 186, 159.
- (4) Sprat, pp. 97, 38; Gibbs, G., Tribes of Western Washington and North-western Oregon, p. 193.

更に又、婦人の地位が相當高いものであることの原因でもあり、又その結果とも目し得べき他の事實がある。それはこれらの諸部族の間に於て、婦人が商業上の要件に關して重要な役割を演ずること、少くとも男子から相談を求めらるゝことが屢々あるといふことである。例へば、Tlinkits の間に在つては、『男子がその妻と相談することなくして、商業上の契約を取り決めてしまふことは減多になす』(1)。Nootka 部族の妻女も亦、『商業上の諸要件に關して必ず相談に與る』(2)。Puget Sound 附近居住部族の婦人たちは、『商業契約締結に先つて、必ず相談を求められ、それに關與する』(3)。Chinook 部族の婦人たちは、『凡ゆる重要な事件に就て相談を求められ、それに關與する』が、その重要事件は、これら商業民族の間では、必然的に商業に關することを包含して居るのである(4)。Haida の間では、Jewitt の時代に於ては、商業取引は主として婦人に依つて行はれ、彼女たちは商業取引の専門家ですら

あつた(5)。

- (1) Bancroft, p. 112; see also Krause, p. 161.
- (2) Bancroft, p. 196.
- (3) Ibid., p. 218.
- (4) Ibid., p. 242.
- (5) Brown, *Adventures of John Jewitt*, p. 241.

尙ほ他の諸生活圏に於て、婦人が相當高い地位を占めて居ることを示すべき事實が、少からず人類學者たちに依つて報ぜられて居る。若干の例を擧ぐるの煩を尙ほ暫く忍ぶならば、Aleutsの男子は、酒さへ飲まなければ極めて善良な夫であり、何事に就ても妻女に親切である(1)。Tinkis部族に在つても、『婦人の地位は決して劣悪なものではない、婦人は決してその夫の奴隷ではない、寧ろ種々の決定權を有して居り、而もその影響力は甚だ大である』(2)。Nootka部族の妻女は、『或種の公の祭事に除外せられて居る以外、その夫と殆ど同等の條件で生活して居るやうである』(3) Autsの間では、奴隷のみが賣淫の具に供せられ、婦人は決して虐遇せられない、妻女はその親族の同意を得て何時でも意に滿たぬ夫と離婚することが出来る(4)。尙ほ同様の例はHolmberg, Gibbs,その他に依り、Konias, Chinooks, Taculies, Puget Sound附近居住部族等に關して報ぜられて居るところから、少らず擧げ得るが、こゝには省略する。

- (1) Elliot, H. W., *An Arctic Province*, p. 164.
- (2) Krause, p. 161; Bancroft, p. 109.
- (3) Bancroft, p. 196.
- (4) Sprout, p. 55.

要するに、太平洋沿岸居住の奴隷所有部族の間に於て、他の一般狩獵民族の間に於てと異り、婦人が特に高き地位を保持して居ることは極めて明白である。而してかくの如き善き地位を婦人が維持して居ることの原因は、既に一言せるが如く、婦人勞働の有する重要性に在ると見ることができ、更に、彼らの間に於て奴隷が多くかくの如き婦人の專業部門に於て使役されて居ることは、正に右の事實の結果であると見ることが出来る。而も又、婦人が産業上に於てかくも重要な役割を演じ得る所以は、恰も吾々が既に、これらの諸部族の間に於て奴隷制度が、存在し且つ發達せることの主要諸原因として擧げたところと一致する。即ち食物の豊富、定住生活、商業、産業、及び富の高度の發達等がこれである。これらの事實は、他の狩獵民族例へばオーストラリア諸部族の生活諸條件と對比することに依り、一層明瞭ならしめ得られると思ふが、煩を厭ふてこゝには省略する。兎も角も、かくの如き生活諸

條件が婦人の勞働に重要性を賦與することを通じて、彼女たちの社會的地位を高め、同時に、一方奴隷勞働搾取の可能性を賦與し、而もその使役が多く婦人の專業領域に於てなされることに關し、何らの矛盾を生ぜしめない譯である。

七

Nieboerの分類に於ける狩獵民族中奴隷を所有する部族の中、大部分は上來見來つた北アメリカ太平洋沿岸に住む諸部族であり、彼らの間に奴隷制度が存在する理由を、既に略々明かにし得たが、尙ほこの外に三個の奴隷所有狩獵部族がある。それらはAbipones(1)、Tehuelches(2)及びKamchadales(3)である。最後にこれら三部族の間に於ける奴隷制度の體様を、簡単に検討して、一先づ本稿を終ることゝしやう。

- (1) 中央アメリカの一野蠻部族
- (2) 同上
- (3) カムチャツカの一野蠻部族

Abiponesの間に於ては、奴隷制度の機能は殆んど疑もなく該部族の強補である。こゝでは奴隷は、極めて寛大に遇されて居る。Dobrizhofferの言ふところに従へば、彼は『その友人たちに依り解放せられて故郷へ連れ歸られながら、勝手に、彼らが狩獵や戰爭に隨伴しなければならぬところの、Abiponesの主人のところへ再び歸つて行く多くの人間を知つて居る』、『行きたいところへ行く自由、食物の豊富と殆ど何らの辛勞なくして得らるゝ衣類、多くの馬の所有、怠惰と淫逸に耽ることの自由、彼らが享有する無法無罰が、スペイン人の俘虜をして著しくAbidonesの間に於ける生活に執着せしめ、彼らは故國に歸りて自由民たらんよりは、寧ろ俘虜として停ることを喜ぶ』。『Abiponesは、一夫多妻主義であるが、一度に數人の妻を有つといふが如きことは滅多にない、ところが俘虜は屢々、一人の妻で満足せず、出來るだけ多くのスペイン人、インド人等の婦人俘虜を妻とする』(1)。この部族が俘虜を捕獲する理由は、これを養子とせるかのIroquois及び類似の部族の間に於けると同様であつて、ただ一つの相異はAbiponesには、彼らの同族以外の男女に對する性的嫌忌があるらしく、決して俘虜を養子とせず、従つて彼らと全然性的交渉を有たないといふ點である。勞働組織としての奴隷制度は、こゝには全然存在しない。彼らの經濟生活は、北米太平洋沿岸居住諸部族よりも遙かにその發達が低度である。彼らは全く天然性の物と狩獵の獲物とで生活して居るが、食物は極めて豊富である。ただ彼らの生活様式は頻繁なる移動を必要とし、總て彼らの旅行は馬に乗つてなされる(2)。

(1) Dobrizhoffer, M., Historia de Abiponibus, II pp. 149, 151, 152.

(2) Ibid., pp. 119, 120.

Tehuelches に關する報道は極めて不完全である。ただ Falkner の報ずることに從へば、酋長の婦人の親族は奴隷を有し、それが彼らの仕事の大部分をなす(1)。

(1) Falkner, Th., A description of Patagonia, p. 126.

Kamchatka に於ては、奴隷は、例へば薪を採るとか、犬を飼育するとか、石や骨で斧や小刀を造るとかいふ如き、各種の家内勞働に使役せられて居つた(1)。Kamchadales は、生活技術に於て、北米太平洋沿岸居住諸部族程には進歩してゐなかつた。Steller の語るところに従へば、彼らはただ現在だけを考へる、彼らは富裕にならうなどといふ如き野心を全然有たない。彼らは彼ら自身及びその家族の生活に現に必要である以上に働かうとはしない。『彼らが充分だと考へるだけのものを得た場合には、彼らはそれ以上食物を採集しはしない、魚が陸へ上つて來ても、獸が彼らの住所へ這入つて來ても、それらを捕へやうとさへしない』然し、寧ろ活潑と言へるやうな商業が彼らに依つて營まれて居り、商品は大部分婦人勞働の所産である(2)。彼らは又定住家屋を有して居る(4)。

(1) Steller, G. W., Beschreibung von dem Lande Kamchatka, p. 235 note.

(2) Ibid., pp. 245, 286, 286 note, 317, 318.

(3) Ibid., pp. 210 sqq.

太平洋沿岸居住諸部族に關して、吾々は既に、これらの諸部族が、經濟生活の幾分より低い段階に在つた時から、既に或程度の奴隷制度を所有して居つたであらうといふ結論を下したが(本誌第七十七號、第一〇頁參照)、上述せる Kamchadales の生活狀態と、彼らの間に奴隷制度が存在するといふ事實とは、右の結論に對する一實證として役立つであらう。

山岡記念文庫收支決算報告

收 入	支 出
現金拂込	印 刷 費
銀行預金利子	通 信 費
合 計	集金郵便手数料、 其他雜費
	合 計
	差 引 殘 高

附 記

以上筆者は、初めに斷つて置いた如く、主として Nieboer の所論なり、諸引用なりに準據して、狩獵(及び漁撈)的段階に在る民族の間に、奴隷制度が存在するや否やを検討し、存在する場合が寧ろ例外的なる事實を明かにした。而して更に、一般にそれが存在しない理由としてその經濟生活の諸特質を瞥見し、且つ例外的に奴隷制度を有するところの、この段階に在る少數民族に關しては、可なり詳しくその生活體様、殊にその經濟的方面を検討して、彼らの間に何故奴隷制度が存在するかの經濟的根據を明かにせんことを努めた。筆者が掲げた題目の下に包含さるべき内容としては、尙ほ他の大多數の狩獵民族の生活體様を具體的に詳述して、その間に奴隷制度の見られざる經濟的根據を實證的に明かにすることが殘されて居る。事實 Nieboer はこの方面に於ても、可なりに多くの勞作を費して居る。然しながら筆者は今まで連載し來つただけですら随分冗長雖然たる取扱方の故に、讀者の興味をそぎ、編輯者に迷惑を及ぼしたであらうことを自認せざるを得ぬ。従つてかくの如き意味に於て、深く讀者竝に編輯者に謝して、一先づ稿を閉ぢることとする次第である。

一九三〇・四・一一

千里山歌壇

亡き母の故郷を訪ひて

榎 卯三郎

丘も野もなべて懐かし亡き母の
生れ育ちたるふるさとなれば

古 思 居 集

貧らしき母の葬りのありし日よ
吹雪舞ひつゝ野を埋めたり

織 田 勝

乳吸ひつゝ頭洗はれしこともあり
灰かに浮ぶ亡き母の面

悲しきは我が夢なりきはかなくも
我が七歳にして別れたる母の

山深み温泉の宿の欄干に
わがたち居れば雲低う垂る

山添ひの木の下道に息ひして
越し方見れば日はかぎりひぬ

行さきの山路はるけし黄昏の
南海道の旅一人して

ハイデガーに於ける形而上學と基礎的存在論 (承前)

講師 菅 守 常

Ontologisch-sein besagt hier noch nicht: Ontologie ausbilden. Wenn wir daher den Titel Ontologie für das explizite theoretische Fragens nach dem Sinn des Seienden vorbehalten, dann ist das gemeinte Ontologisch-sein des Daseins als vorontologisches zu bezeichnen. Das bedeutet aber nicht etwa soviel wie einfachhin ontisch-seiend, sondern seiend in der Weise eines Verstehen von Sein — Sein und Zeit S 12 —

目 次

- B 人間に於ける有限性の問題と現實存在の形而上學
 - (d) 人間に於ける有限性の可能なる規定の問題
 - (e) 人間に於ける有限性の問題への道程としての存在問題の根源的精練
 - (f) 存在會得と人間に於ける現實存在

B 人間に於ける有限性の問題と現實存在の形而上學

形而上學の基礎づけの目的の見地の下に於いて人間に於ける有限性への問ひのものと、その必然性の基礎的な問題の明るみに齎らすために、これまで述べて来た純粹理性批判の解釋は遂行されたのであつた。それ故に、有限性はまた解釋の端緒をつけるに際しても豫じめ前もつて、そして解釋の遂行の過程中に絶えず念頭に止めてゐなければならぬところのその當のものであつた。さてカントが彼の基礎づけに於いて、最初に基礎づけの端緒をその上に於いてつけたところの地盤を放棄したのであるが故に、今やこの解釋の始めにカントの云ひあらはしてゐない無言の「前提」として取り出したところも、即ち認識の本質とその有限性が決定的なる問題としての性格を帯びて來るのである。有限性と有限性への問ひの特質がはじめて根源より主觀の主觀性の超越論的「分析」の內面的形式を決定するのである。

(d) 人間に於ける有限性の可能なる規定の問題

いかにして人間に於ける有限性が問はるべきであるか？それは一體眞摯なる問題であるか？人間の有限性はいかなるところに於いてもそしていかなるときにもあまりにもしばしは曝露されてゐるのではなからうか？

それならば、人間に於ける有限なる點を算へ上げそして人間の不完全性のさまざ

まのもののうちより任意のものを取り上げて述べればそれで既に充分であらう。このやうな仕方では私たちはたかだが人間とは一つの有限なる存在であると云ふことに對する事實證明をば得る。然しながら私たちは決して、人間の有限性の本質が何に基づくかと云ふことも、なほまた、この有限性が、いかにして人間をば彼がそれであるところの存在者として、根源より全體に於いて規定するかと云ふことをも識ることが出来ないものである。

凡ゆる人間の不完全性の總額を算へ上げ、これらのものの、共通性を抽象することに成功したであらうときに於いてすらも、有限性の本質は少しも把握されることはないであらう。その故は、それ以前になほ、人間の不完全性が一般に人間の有限性を直ちに見えしめるかどうか、或ひは、人間の不完全性はむしろ彼の有限性の本質に基づいてずつと後より生ずる事實的歸結であり、そしてそれ故にこの有限性の本質に基づいてのみ了解し得るものでないかどうかと云ふことが問はるべきものとして遺つてゐるからである。

なほまた人間が一つのつくられた存在 (Geschaffensein) であると云ふことを、合理的 (Rational) なものとして立證すると云ふ不可能なることが可能になるやうな場合に於いてすらも、一つの被造物としての人間を識標づけることによつては單に彼の有限性の事實が示めされるであらうけれども、有限性の本質はそれによつて示めさるゝ (aufzuweisen) こともなければ、またこの本質が人間の存在の根本、編制として規定せらるゝこともあり得ないであらう。

かくして今や、いかにして人間に於ける有限性——人間の本質の最も日常的なる表示——への問ひが一般に發端さるべきか、と云ふことが決して自明的なことではなくなつたのである。これまでの研究はたゞ次の一つのことを將來したのであつた即ち、人間に於ける有限性への今の場合に於ける問ひは決して手當り次第の人間の特性についての告示ではない。この問ひはむしろ形而上學の基礎づけの課題に於いて生じたのである。この課題そのものによつてこの問ひは根本的な問ひとして要求せられてゐるのである。それ故に形而上學の基礎づけの問題、提出方法は、その中に於いて人間の有限性への問ひが運動すべきところの方向に對する指示をこの問題提出方法それ自身の裡に含んでゐなければならぬのである。

さて、形而上學の基礎づけがより根源的な反復を可能ならしむるならば、この反復によつて基礎づけの問題と、この問題によつて導かれる人間に於ける有限性への問ひとの間の本質聯關が一層判明にそして鋭く明るみに齎らさるべきである。

カントの形而上學の基礎づけは、本原的形而上學即ち特殊形而上學の基底に横たはるところのもの、基礎づけ、即ち一般形而上學の基礎づけからはじめられてゐる

然しながら一般形而上學は——本質論(Ontologie)として——ギリシヤ人に於いてとして最後にはアリストテレスに於いて第一哲學(φύσις φιλοσοφία)の即ち本原的哲學思想の問題をかたちづくつてゐたところのものゝ既に一つの教説に固定せられてゐる形式にすぎないのである。(註) *εἶναι* (存在するところのものとしての存在者)への問いはこの場合に於いては *τί ἐστιν* (一般に於ける存在)への問いとの明瞭なる聯關に於いて立つてゐないのである。

註

「しかしこの一般的なる、それ故に抽象的な存在の概念を規定するために人々は如何なる方法をとつたか、またどう得るか。それについて私は二つの途が區別せらるるやうに思ふ。一つはソクラテス以前の多くの自然哲學者の試みたやうに、存在を何等かの或るものとして——何かの具體的な感覺的な事物として規定することである。

例へばタレスが水を、アナキシメネスが空氣を、ヘラクリトスが火を宇宙の本源と考へたやうに、存在を感覺的な或るものに置きかへ、或は少くとも自然的なる或るものに擬へて規定しようとしたのが其の一つである。(中略)しかし存在の規定は他の一つの途が見出されねばならぬ。それは存在を他の或るものとしてではなく、存在を存在として規定することである。アリストテレスは明かにこの種の研究として一つの學問の成立を力強く主張した。メタフィジクとは普通にフィジクの後に来るべき學問、乃至は現象を區別せられたる本體についての研究として解せらるるが、アリストテレスではそれはただ存在を存在として、存在を存在である限りに於て研究するところの學問に外ならなかつたのである」山内得立氏『辯證法と現象學』昭和五年四月中央公論、頁五九—六〇

形而上學と云ふ表題は、そのうちに於いて存在者への問いの前に述べた二つの根本的方向のみならず、同時にこの兩者の可能的統一がまた問はるべきものであるところの一つの問題概念を云ひあらはしてゐる。なほこの場合には、前述の二つの問いが一般に存在者の根本的認識についての問題提出方法の全體を盡くしてゐるかどうかと云ふことが顧慮されてゐないのである。

人間に於ける有限性への問いが、形而上學の基礎づけのより根源的な反復より規定さるべきであるならば、カントの問いそのものが學派形而上學(Schulmetaphysik)の固定してしまつてゐる教説と體系論誘導(Orientierung)よりほゞし出されて(herausgedr.)本來の問題提出方法の自由なる領野に置きかへられなければならない。同時にまたアリストテレスの問題設立も完了せるものとして受けとらるべきではないのである。

τί ἐστιν (Was ist das Seiende)の問いとともに勿論存在するところのものへの問いは提出されてゐる。然しながら一つの問いを問ふと云ふことは未だこの問いそ

のものうちに横たはる問題提出方法を支配し、かくしてこれを精練することではない。存在するところのものは何であるか(*τί ἐστιν*)と云ふ問いに於いて、いかに形而上學の問題が蔽はれたまゝに止まつてゐるか云ふことは、まづさしあたつては、この問いが問題として把握されてゐるべきかぎりこの問い自身のうちに於いていかに人間に於ける有限性の問題が含みこまれてゐるか云ふことがこの問いよりしては全うかゝり知ることが出来ない云ふ點に於いて認識せられるのである。一層また、單にこの問いを言表し、そしてこれを鵲鵲返しにするのみでは、いかにして人間に於ける有限性を問ふべきかと云ふことに對する一つの指令も得られないのである。一般形而上學の基礎づけの問題を反復するとは、單に有存するところのものそのものは何のであるかと云ふ問いを鵲鵲返しにすることではない。反復は私たちが簡約して存在問題(*Seinsfrage*)と名づくるところのこの問いそのものを問題に發展せしめなければならない。この發展によつて、いかなる程度に於いて、人間に於ける有限性の問題とこれに依つて指定せられたる諸研究とが必然的に存在問題の遂行完成に缺くべからざるものであるかと云ふことが示めさるべきである。即ちそれを原則的に云ひあらはせば存在そのもの(存者するものではなくして)と人間に於ける有限性との本質聯關が、明るみに押し出さるべきである。

(e) 人間に於ける有限性の問題の道程としての存在問題の根源的精練
ギリシヤに於ける自然哲學者等の存在するもの一般への問いは——それはギリシヤ初期の形而上學のアリストテレスまでの内面的發展であるが——その初期に於ける包括性と無限定性のうちよりこの二つの問いの方向に限定されて來たのであつた。そしてそれがアリストテレスに於いて本原的な哲學考究を形つくつたのである。

この兩者の間の聯關がたとひいかに不明瞭であるにしても、それはまた或る一つの見地の下に於いては、この兩者の間の階位を引き出すことが可能である。全體に於ける存在者への問い(*die Frage nach dem Seienden im Ganzen*)はその主要領域に於いては既に、存在するものそのもの(*das Seiende als solches*)に就いてのそくばくの理解を前提してゐるのである。そしてその限りに於いて、存在するものそのものへの問いは、全體に於ける存在者への問いに先行しなければならぬ。存在するものそのものは一般は何であるかと云ふ問いは、全體に於ける存在者の根本的な認識の論證遂行に於いて首位を占めなければならないのである。

然しながら存在するものとは何であるかと云ふ一般的なこの問いは、何處に於いてそしてまたいかにして、この問いに對する答が一般に探し求めらるべきであるかと云ふことを問題にしなければそれに對する手がかりをも與へない程それほど

漠然としてゐるのではないか？

存在するものとしての存在者とは何であるかと云ふ問ひに於いて、何が存在するところのものを存在するところのものとして規定するものであるかと云ふことが問はれてゐる。そして私たちはこの存在するところのものを存在するところのものとして規定するものをば存在するもの、存在と名づけ、そしてこれに對する問ひを存在問題と呼ぶ。存在問題はそれ故に存在するものを存在するものとして規定するところのその當のものを探究するのである。かく規定するものはその規定の仕方によつて(im Wie seines Bestimmens)認識され、しかしかのものとして解釋せられ即ち理解(概念的に把握)されねばならない。しかしながら存在するところのものを本質的な規定性を存在によつて理解し得るためには、かく規定する(存在)そのものが充分に私たちに把握出来るものでなければならぬ。即ち存在するものそのものではなくして、存在そのものが先づ理解されてゐなければならぬ。存在するものとは何んであるかと云ふ問ひに於いて、一層根源的なものが先づ問はれてゐなければならぬ。即ち、この問ひに於いてすでに豫じめ了解せられてゐる(何である(存在)とは何を意味するのであるか、問はれなければならぬのである。(So liegt in der Frage: "was ist das Seiende") die ursprüngliche: Was bedeutet das in jener Frage schon vorverstandene Sein?)

参照「存在は最も一般的なる概念である。がかくいはれることはそれが明晰にしてより以上に説明を要しないこと云ふ意味ではない、却てそれはその概念が最も不明を極め適確を缺いてゐることを示してゐる。そしてそれ故にそれは殆んど如何なる定義をも許容しないかにさへ見えるであらう。なぜなら存在を定義することはパスカルが指摘したやうに、それがあるものであることを豫想しなければならず、それがあるものであることは既に一つの存在を意味してゐるからである。しかし存在の概念が殆んど定義し得ざるものの如く見えることは、我々をしてそれについての研究を斷念せしむる所以とはならない。なぜならそれはそれにも拘はらず到るところに於て常に我々の出會ふところの事實であるからである。認識に於て、言表に於て、凡ての物についての關係に於て、存在は常に用ひらるるところの概念であり、さうしてその場合そのものゝ意味についても殆んど自明的に明かであることは人々の日常經驗するところであらう……………」山内氏前掲論文(二)

既に存在するものとは何んであるかと云ふ問ひがこのやうに把へ難きものであるならば、このより根源的なものより「抽象的」な問ひがいかにして一つの具體的な問題提出方法を生ぜしめることが出来やうか？

このやうな問ひが與へられてゐると云ふことを示すことそのことが、すでに古くより哲學に於いて、あまりにも自明的なものとして許るされて來たところのあるも

のが存在すると云ふことを指摘してゐるのである。私たちは或る一つの存在するところのものに對する私たちの何等かの交渉の仕方によつて、この存在者をば規定した問題とするのである。即ち或る場合には、この存在者をその Was-Sein u. sein (あるところのもの)に於いて問ふ。この「あるところのもの」をば哲學は essentia (本質)と呼んでゐる。本質が一つの存在者をば、それがあつたところのものに於て可能ならしめるのである (Es macht ein Seiendes in dem, was es ist möglich)それ故に一つの事象の事象性(die Sachheit einer Sache)即ち realitasに對して possibilitas(innere Möglichkeit) 内面的可能性と云ふ名稱がまだ與へ得られる。或る存在者がつねに何を意味するか(何であるか)と云ふ問ひに對しては、その Aussehen (eidos) あらはれ(形相)が解答を與へる。存在するところのものをそのものたらしめてゐるものはそれ故に das Idea と呼ばれる。Das Was-Sein des Seiendes heisst deshalb das

註「イデアはプラトンによつて「一般的なるもの」は rationes と考へられた。現實にあるものは、この机、かの机といふ風に個々のものである。しかるにそれら個々の机が凡て机と云はれるからには、そこには或る一般的なるもの、即ち机そのものまたは机の本質といふが如きものがなければならぬ、イデアとはこのやうなものである。イデアは時間を超越して永遠に在るものと見られ得る。この私といふ人間及び私の周囲に見出されるあらゆる現實の人間は一定の時に生れたのであり、また一定の時に死ぬであらう。けれども我々の前に死んで行つた人間、そして我々の後に生れ來るであらう人間、それ等一切の人間が悉く人間といはれるからには、人間そのもの、人間のイデアは時間を超越して永遠であることせねばならぬ。このものは現實の人間が生成し消滅し、變化するに反してつねに「一にして同一」(εἷς καὶ ὁ αὐτός)にござまる。本質存在は自己同一なる、永遠なる存在である。そしてこれをプラトンによれば「眞の存在」(τὸ εἶναι)である」三木清氏『形式論

理學と辯證法』理想第十五號

各々の存在者に於いてその次につぎの如き問ひが生ずる。然らずんばそれはすでに答へられてゐるのである。即ちそれは、かくの如き永遠なる本質規定を有する存在が現實に在るか或ひは否かと云ふ問ひである。(An jedem Seienden erwacht so dann die Frage, oder sie ist immer schon beantwortet: ob es, das Seiende dieses je bestimmten Was-sein, sei oder vielmehr nicht sei.) 私たちはそれ故に、存在するところのものをその Das-Sein (or sein) 現實的存在(註)に關して規定するこの現實的存在を哲學は術語的に existentia (Wirklichkeit) 現實性と呼ぶ慣はしであつた。

註 Das-Sein を現實的『存在』と譯して Dasein 現實存在より區別して置くとして今後 Was-Sein を本質的『存在』と譯すことにする。

凡ゆる存在するところのものに於いて、本質的存在と現實的存在 *essentia* 与 *existentia*、可能性と現實性がある (*gibt es*) の場合、本質的存在と現實的存在とはつねに同一の存在を意味するのであらうか？ 若し異れりとするならば、この兩存在に於ける存在の區別せられるのはいかなる點に於いてあるか？ この兩存在はあたかも犬と猫との間に存する區別が自明的なる如く、それ程自明的に區別せられるのであらうか？ 或ひはこの點に於てこそ、存在そのものとは何であるかといふ問ひが問はれる場合に、どうしても最後にも提出されねばならず、また明かにそれのみ提出され得るところの問題がひそんでゐるのではない。

この問ひを洗練せずしては、本質の本質性を「定義」し、現實的なものゝ現實性を「解明」しようとする試みに對して、いかなる視界領域 (*Horizont*) も見出せないのではないか？

存在とは何をいふかと云ふ問は、それがいくより答を一般に得られるかと云ふことが不明に止まるときには、いかにしてその答を見出し得るのであるか？ そこよりして我たちの存在を存在そのものとして規定し得るために、かくして存在の一つの概念を獲得し、この概念よりして存在を本質的存在或は現實的存在と明瞭に色づけていふ表はすことの可能性と必然性が了解し得らるゝためには、私たちは一體いづくに私たちの視線をそゝべきであるか、と云ふことが先づ問はるべきではないか？ それ故に、存在するところのものとは何であるかといふ第一哲學の問ひは何か存在そのものであるかと云ふ問ひを超へてより一層根源的な、いづこよりして存在ともいはれるところのもの——存在そのものゝ裡に含まれてゐる分節構造と組織との全き富豊を伴ふとき存在——が一般に理解し得るのであるか」と云ふ問まで追ひ返へされねばならないのでないか？ (So muss die Frage der "ersten Philosophie" was das Seiende als solches sei, über die Frage, was das Sein als solches sei, zurückgetrieben werden zu der noch ursprünglicheren: von wo aus ist dergleichen wie Sein, und zwar mit dem ganzen Reichtum der in ihm beschlossenen Gliederungen und Bezüge, über haupt zu begreifen ?)

さて形而上學の基礎づけと人間に於ける有限性への問ひとの内面的聯關が成立するならばその場合には、今こゝに於いて到着せられたる存在問題のより根源的な洗練が基礎づけの有する有限性の問題への本質的關係を一層要素的 (*elementarer*) に表明するであらう。

然しながらこの聯關はとくに人が一般にかくの如く提出せられたる問に對してかゝる關係を擔はしむることを同意せないときは、未だなほ不透明に止まる。そのやうな有限性への關係は前述のカントの「私は何を期待してもよくか」等々の問ひに

於いて與へられてゐる。しかるになほ存在問題は——しかもそれが存在一般の理解の可能性への問ひとして今現にある如き形態に於いては——いかにして人間に於ける有限性に對して本質的關係を有すべきであるか？ 存在問題はアリストテレスに起源を發する形而上學の抽象的本體論の内部に於いて一つの意味を獲得し、かくして高き智識を有する多少ともに我儘な獨立問題の權利を要求して來たでもあらう。それにもかゝらず、その人間に於ける有限性に對して有つ本質的關係は明かになつてはゐないのである。

これまでの論述に於いてはアリストテレスの提出した問題に導かれながら存在問題の根源的な形態が明瞭にされたものではあるけれども、このことはアリストテレスの問題の裡に存在問題の根源が横つてゐると云ふことをば意味してゐるのではない。それとは逆に、本原的な哲學考究は、この存在問題が哲學の最も深奥なる本質に屬する場合にのみ、この存在問題にぶつかることが出来るであらう。そして哲學そのものもまた人間的現實存在の一つの決定的可能性としてのみ始めて存在し得るのである。(Im Gegenteil: das eigentliche Philosophieren wird nur dann auf die Seinfrage stossen können, wenn diese Frage zum innersten Wesen der Philosophie gehört, die selbst nur ist als eine entscheidende Möglichkeit des menschlichen Daseins.)

存在ともいはるべきものゝ理解の可能性が問はれる場合、云はゞそれは哲學的傳統の一つの問ひを受け繼ぐために、この「存在」といふ言葉が頭でひねり出されたり或ひは無理やりに一つの問題の中に押しこめられりしてゐるのではない。却つて私たちすべてのものが人間として、すでにそしていつも會得してゐるところのものについての理解(概念的把握)の可能性が問はれてゐるのである。存在の概念的把握の可能性への問ひとしての存在問題はそれ自身前概念的なる存在會得(了解)から生ずのである。かくして存在概念の可能性への問ひは存在一般の會得の本質への問ひへといま一度もう一階段導き返へされるのである。より一層根源的に把握せられたる形而上學の基礎づけの課題は、それ故に、存在會得の内面的可能性 (die innere Möglichkeit des Seinsverständnisses) の解明へと轉化する。かく了解せられたる存在問題にしてはじめて、存在問題 (Seinsproblem) が人間に於ける有限性に對して内面的關係を有するか否か或ひはいかなる仕方にかゝるかに對して決定をば齎らすのである。(未完)

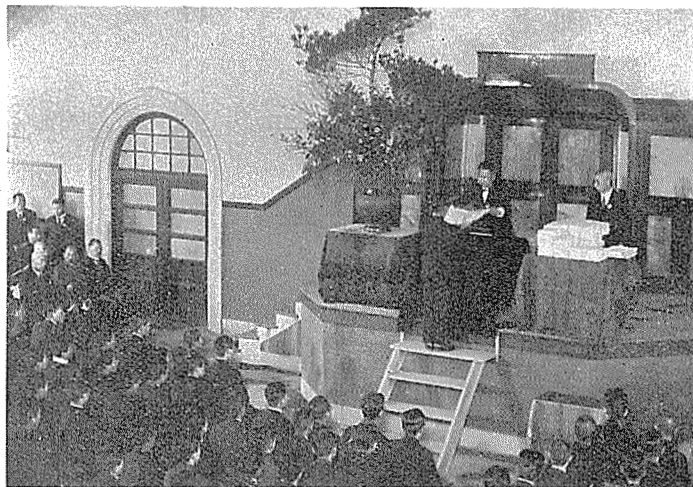
卒業證書授與式

本學學部第六回、専門部第四十二回、附屬關西甲種商業學校第十五回、附屬關西第二商業學校第五回各卒業式並に大學豫科修了式は三月二十日午前十時から天六學舎講堂に於て舉行した。

順 序

- 一、卒業生及學生入場
- 一、卒業生ノ父兄入場
- 一、來賓及教職員入場
- 一、國歌合唱
- 一、卒業證書授與
- 一、大學豫科修了證書授與
- 一、賞狀並賞品授與
- 一、學長式辭
- 一、文部大臣祝辭
- 一、大阪府知事祝辭
- 一、大阪市長祝辭
- 一、校友總代祝辭
- 一、學部卒業生總代御堂河内四市答辭
- 一、専門部卒業生總代正岡靖彦答辭
- 一、附屬關西甲種商業學校卒業生總代豊田富久藏答辭
- 一、附屬關西第二商業學校卒業生總代奥田政信答辭
- 一、學歌合唱

以 上



卒業證書授與式

定刻一同着席、木戸教務主任開式を宣し國歌合唱の後、仁保學長より大學各學部専門部、關西甲種商業學校、關西大學第二商業學校卒業生八百十二名に卒業證書大學豫科修了者二百二十九名に修了證書更に成績優良若くは佳良者に賞狀並に賞品を授與せられ、學長の式辭に移る。仁

あつて盛大裡に式を閉じた。
左に當日の祝辭及答辭を摘録する。

文部大臣祝辭

本日茲に關西大學大學部第六回、専門部第四十二回並に附屬關西甲種商業學校第十五回及び關西大學第二商業學校第五回卒業證書授與式を舉行せらる、誠に慶賀に堪へざるところなり。

卒業生諸子、諸子は多年研學の功今日に現はれ、將に各々其の志す所に向つて驥足を伸べんとす。諸子の喜や察するに餘りあり。

然りと雖も人生の行路は多難にして、學界の前途は茫洋たり。而も日進月歩の世運は驟々として一日の偷安を許さず。荒怠戒めずんば忽ち人後に落つ。獨り個人として然るのみならず、民族の隆替國家の盛衰亦皆然らざるはなし諸子庶幾くば深く心を此に留めて自愛自重益々修養を積み、研鑽を重ね以て國家社會に貢獻する所あらんことを。

昭和五年三月二十日

文部大臣 田 中 隆 三

大阪府知事祝辭

本日茲に關西大學大學部第六回、専門部第四十二回並に關西甲種商業學校第十五回、關西大學第二商業學校第五回卒業證書授與の式典を舉行せらるゝに方り、聊か所懐を述ぶるは欣幸とする所なり。

諸子は多年學術を研鑽しその蘊奥を究め、或は高等専門の學術を履修し、又は實業普通教育の課程を修め卒業の榮

譽を得たるは洵に慶祝に堪へざるなり惟ふに方今列強競つて力を學術の研鑽とその運用に努め、人文の開發窺に見るべきものあり。此の時に處して諸子は外世界の大經に仗り共存共榮の實を擧げ、内國民精神を作興して皇謨を翼賛し以て國運の伸張を期せざるべからず。

然るに輓近世態の急激なる變移に伴ひ動もすれば不穩當なる思想を懷き、新を追ひ奇を衒ひて輕佻浮華の習漸く萌し詭激の風なしとせず。宜しく諸子は深く國體の精華とその淵源とにかへりみ、公に奉ずるに至誠忠實業に服し勤儉を修め、身を立て家を興し國家社會に貢獻せざるべからず。

冀くば諸子、今後益々學術技能を實地に活用して國運の進展に寄與すると同時に、彌々智徳の修養に努め中正穩健なる思想とそれに基く圓滿なる人格とを練成し以て國家の細常を扶持するの覺悟あらんことを。

一言述べて祝辭となす。

昭和五年三月二十日

大阪府知事 柴田 善 三 郎

大阪市長祝辭

本日茲に關西大學大學部第六回専門部第四十二回、並に附屬關西甲種商業學校第十五回及同第二商業學校第五回卒業證書授與式を擧げらるゝに當り、茲に祝詞を述ぶるは本職の最も光榮とする所なり。

惟ふに本學は創立以來四十餘年校運年

と共に昂り幾多の人士を教養し邦家文運の進歩に貢献せられ、本日又此の盛典を挙げられ更に有爲新鋭の人材を社會に送らるゝは單り當校の聲譽に止まらず、實に邦家教育の爲め欣賀措く能はざる所なり。

惟ふに晩近内外産業の振興と現下時運の趨勢とは志操堅固敢爲勤勉の精神に富む青年の純眞なる努力を促すの事情切なるものあり。此の時に方り卒業生諸子は多年研鑽の功を積み將に社會の期待を荷ふて各々其の實務に就かんとす。諸子の前途は益々多望なりと謂ふべし。冀くば諸子各々至誠一貫其志す所を過らず、他日の大成を期し小事を忽にせず熱誠事に従ひ以て國家社會に盡し本學教育の本旨を完うせられんことを。

一言叙して祝辭とす。

昭和五年三月二十日

大阪市長 關

校友總代祝辭

本日關西大學學部第六回並に専門部第四十二回卒業證書授與の式典を舉行せらるゝに當り校友一同を代表してこゝに一言祝意を表するは余の最も欣幸とするところなり。

諸君は今や成業の榮光の下に實社會に出で、多年研鑽の効果をそれ〴〵志す方面に顯揚せんとしつゝあり。諸君が在學中に砥めたる切磋の苦は固より尋常一様のものにあらざりしを信ずと雖も、尙諸君が將に入らんとする階程は

その崎嶇渺邈たる更に往目の比にあらざらむ。

而して諸君が本學に於て得たる教養はたゞこの難路を辿るに際し依て以て大過なきを得べき根本の指針たるに過ぎず。

此の指針に基きて如何に自ら處すべきかはこれ悉く諸君が今後の覺悟と努力とに俟つべきなり。

諸君は本日の榮譽を擔ひ本學を出でらるゝと雖も諸君と本學との關係の常に密接なるは言を俟たず。即ち母校の聲譽は常に世人の諸君に對する評價の上に反映し、諸君の行動は通じて以て母校の眞價を判斷するの資料を世人に供與するものたらん。冀くは諸君、自重勉勵以て本學教養の趣旨を體し一は邦家に對する諸君の重大なる實務を果し、一は本學の學風を



汎く宇内に顯揚し、かくて諸君自らの向上に努められんことを。

一言具して祝辭となす。

昭和五年三月二十日

關西大學校友總代 高村久之助

學部卒業生總代答辭

本日茲に生等の爲めに斯も盛大なる卒業式を舉行せられ、多數朝野貴紳の御臨席を忝うし、學長閣下の懇篤なる御



(上) 豫科二年級 科二 學部 門專 (下) 會生 業卒 科學 業商 部門 專

訓諭と來賓諸賢の御熱誠なる祝辭とを賜ふ。生等の光榮何物か之に加へん。顧みるに生等本學に入りてより既に六

星霜。天性不敏なるに拘らず能く今日の榮譽を擔ひ社會に活躍するの素地を築き得たるは全く學長閣下、並に諸先生の懇切なる御指導の結果にして實に生等の感激措く能はざる所なり。

本學創立の歴史將に半世紀ならんとす而して其間幾多有爲の人材を輩出せり幸に生等は今や此の榮ある本學を出で、社會の濁流に投じ理想の彼岸に近づかんことを。

さは謂へ熟々我國情の大勢を通觀するに内外益々多事、殊に經濟界は極度に疲弊し、爲に國を擧げて就職難に瀕せり、加ふるに我が思想界は亦渾沌として憂慮すべきものあり。此秋に該り生等は本學の精神を體し努力奮闘能く此の難局を打開し以て社會の平和を維持するの覺悟なかるべからず。

生等不肖なりと雖も唯一片正義の觀念を有す。之を翳して勇往邁進せば如何なる難事と雖も突破することを得ん。實に國家社會の運命は生等青年の双肩に迫れり。然りと雖も生等未だ之に處するの知識經驗に乏しく實力固より足らず。將來願くば先輩諸賢の御指導と諸先生竝に在學生諸子の鞭達後援を仰かざるべからず。

斯くして我が希望の一端を伸すことを得ば聊か多年の鴻恩に報ひ、本日の光榮に背かざるに幾からんか。

茲に卒業生一同を代表し聊か感謝と覺悟とを述べて答辭とす。

昭和五年三月二十日

本學擴張資金寄附申込者芳名

(申込順)

氏名		口數
須々木	廣氏	一
大橋	喜兵衛氏	一
松井	善太郎氏	一
武内	慶治氏	一
橋本	末治郎氏	一
村山	清氏	一
雨村	是夫氏	一
中	正男氏	一
長瀬	萬壽治氏	一
杉本	洋氏	一
新田	乙也氏	一
田中	久氏	一
辻	明氏	一
國井	俊男氏	一
谷澤	榮次氏	一
立花	達藏氏	一
好田	義一氏	一
青木	丈啓氏	一
廣瀬	茂勝氏	一
井汲	直一氏	一
一田	正喜氏	一
小原	道庸氏	一
河	德夫氏	一
福原	穆氏	一
西村	昇氏	一
中村	重男氏	一
高橋	豐三郎氏	一
大久保	榮一氏	一
大池	喜三郎氏	一
下村	長一郎氏	一
西田	與三郎氏	一
沖	公夫氏	一
岡田	豐氏	一
白江	壽二郎氏	一
野間	俊吉氏	一
神尾	友一氏	一
福井	正次氏	一
飛田	政市氏	一
日高	爲憲氏	一
西尾	一衛氏	一
仙崎	勝氏	一
木村	長春氏	一
津村	信次氏	一
平岡	章氏	一
井田	大次氏	一
德村	忠男氏	一
津阪	秀太郎氏	一
馬島	政太郎氏	一
福本	稔氏	一
藤井	元巳氏	一
古井	謙次氏	一
坂戸	正造氏	一
羽田	一兄氏	一
福島	利治氏	一
池本	鶴市氏	一
森	景一氏	一
谷川	清三氏	一
高橋	清三氏	一
難波	三郎氏	一
永田	廣海氏	一
中村	圓藏氏	一
武田	高廣氏	一
柳澤	美治氏	一
池村	俊一氏	一
森田	利三郎氏	一
藤川	建治氏	一
野瀬	修三氏	一
北坂	正三郎氏	一
九澤	甲太郎氏	一
酒谷	長彦氏	一
堀尾	忠幸氏	一
賀本	敏英氏	一
榎田	健次氏	一
安藤	知久氏	一
松原	健一氏	一
三輪	秀夫氏	一
松本	好雄氏	一
柴野	武夫氏	一
外山	英一氏	一
松山	保茂氏	一
向井	健次郎氏	一
井藤	健次郎氏	一
井上	隆氏	一
喜多	幡四郎氏	一
大平	三七雄氏	一
市邊	淺治郎氏	一
柴田	賢一郎氏	一
鈴木	水三男氏	一
杉崎	博氏	一
高橋	光之助氏	一
若松	千代藏氏	一
石井	務氏	一
安井	文次氏	一
井	勝氏	一
西口	喜一郎氏	一
小寺	辰藏氏	一
村瀬	正保氏	一
保田	武雄氏	一
小山	一敬氏	一
松本	重延氏	一
宗定	信男氏	一
金森	幸一氏	一
田中	五市郎氏	一
八幡	保太氏	一
月本	忠一郎氏	一
水谷	末吉氏	一
山本	正一氏	一
連水	好雄氏	一
川副	軍次氏	一
鷺	塚一氏	一
出石	綾太郎氏	一
袴田	綾太郎氏	一
富田	一榮氏	一
井上	龜太郎氏	一
根岸	立男氏	一
西田	春造氏	一
寺垣	二雄氏	一
藤高	薰氏	一
中村	郁治氏	一
阿部	新一氏	一
沖島	軍三氏	一
甲元	軍三氏	一
菊田	分實氏	一
國分	實氏	一
横尾	偉智郎氏	一
山川	千代策氏	一
淵上	信一氏	一
坂本	末吉氏	一
桑原	錄郎氏	一
拜郷	木氏	一
石井	忠夫氏	一
竹内	英夫氏	一
米田	健二氏	一
村上	信吉氏	一
田中	治郎氏	一
海澤	國太郎氏	一
安藤	富吉氏	一
中尾	房太郎氏	一
緒方	基則氏	一
田村	定雄氏	一
矢井	龍三郎氏	一
羽田	良三氏	一
西條	傳吉氏	一
金谷	廣次氏	一
濱部	勝氏	一
安部	豐氏	一
安藤	正夫氏	一
山下	寛助氏	一
中島	寛助氏	一
駒林	保氏	一
山形	茂次氏	一
中谷	清太郎氏	一
羽田	秋男氏	一
高橋	新吉氏	一
室田	勇次郎氏	一
生島	市三氏	一
松原	義次氏	一
小倉	武雄氏	一
原	口實氏	一
竹谷	朝治氏	一
池田	貞男氏	一
織田	貞勝氏	一
篠山	仲治氏	一
岡野	軍太郎氏	一
在里	以下次氏	一

久門	正明	福賀
備前	勝太郎	滋賀
森田	隆三	山井
森	景京	重
鈴木	令春	三
計	八十七名	
石川	茂三郎	阪
波部	光男	阪
川本	新吉	阪
高橋	重義	阪
安田	駒太郎	阪
松原	義次	阪
古井	謙次	同
後藤	武德	同
小出	六郎	同
甲	直仁	同
小	常男	同
酒谷	長彦	同
阪本	一雄	同
西條	傳吉	同
喜多	次吉	同
森田	岩吉	同
計	一十七名	
岡野	軍太郎	重
織田	貞勝	阪
吉田	弘澄	阪
谷口	文大	阪
中	正男	阪
長	富太	阪
村井	富男	同
上村	千彦	同
牧野	薩馬	同
福	新治	同
後藤	貞次	同
島田	貞次	同
森	谷弘	同
杉本	信雄	同
計	一五名	

校友彙報

校友會春季大會

三月二十日卒業式終了後、午後五時から新卒業校友歓迎の意を兼ねて校友會春季大會を中之島中央公會堂階上大ホールに於て開催した。出席者は仁保會長を始め新舊校友二百五十八名、武田主事の開會の辭について仁保會長起つて一場の挨拶を試み大學の近況について報告するところあり、終つて常議員の改選に移る。改選については満場一致を以て會長の指名に一任することとなり、この議を終り、一同卓についた。デザート・コースに入つてから内藤理事の挨拶あり、各自歡談を盡し午後八時盛會裡に散會した。

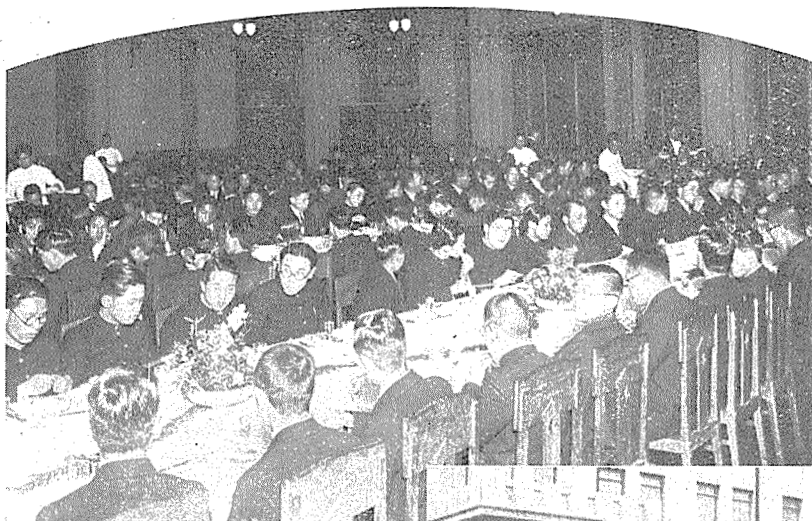
當日決定した新常議員は左の通りである

- 白川 朋吉 (一推)
- 内藤 正剛 (明三七法、理事)
- 村尾 靜明 (明三七法、協議員)
- 遠部 逸太郎 (明三九法、協議員)
- 原田 鹿太郎 (明四三法、講師)
- 榎 木浩巖 (明四四法)
- 岩 尾 廉 (大三專法)
- 山 根 瀧 藏 (大六專法)
- 和田 和一郎 (大七專法)
- 池 島 源之丞 (大八〇專法)
- 北 村 儀三郎 (大一二專法)
- 加藤 金次郎 (大一二大商、助教授)
- 西 田 檜 治 (昭二大法)
- 和 田 豐二 (昭三大法、講師)
- 正 岡 靖 彦 (昭五專法)

- 御堂河内四市 (昭五大法)
 - 武田 藏之助 (主 事)
 - 和 田 千 一 (講 師)
 - 富田 仲次郎 (講 師)
 - 小 泉 幸 治 (教 授)
- (順序不同) 以上諸氏

九大千里山會

本月八日午後一時九大千里山會員一同は法文學部學内學生集會所樓上に於て本年



に於ける最初の集會を催ほし、些やかなる茶話會の後、法文學部本館玄關前の廣

い芝生の上で記念寫眞をとり、本年度卒業諸氏の送別會の事を相談しました。



會 大 季 春 會 友 校 (上)
念 記 別 送 者 業 卒 會 山 里 千 大 九 (下)

試験中にも不拘寫眞の如く多數來會あり、久し振りで懐かしい關西大學の追憶談に花が咲き、その盛大を祝し合ひ、實に快よい會合でした。

本年度卒業者は、吉田圭文、小堀國太郎、柿原拓、西郷治一、川崎壽夫、阪井親、林清一、(順序不同)の六君で皆法律専攻の方と思ひます。目下在學者は關大出身者十九名に上つて居ります。

本年度卒業者送別會は同十五日午後六時より博多「やまり」に於て開催しました。送る者にも、送られる者にも、母

校と言ふ縁しの縛なかりによりかくまで心の融和した忘れ難い記念の宴を開き得た事は、盡せぬ喜びであり、母校所在地に居らるゝ校友諸氏には不思議と思はれやう許りの團圓を得て楽しい一夕を過しました。杯盤漸やく亂れ初むる十時半頃、母校の學歌を合唱し、萬歳を三唱し卒業者諸兄の前途を祝福して散會した。

因に當日出席者は左記の通りであります卒業者—小堀國太郎氏、吉田圭文氏、柿原拓氏、

在學生—李東九氏、今井長二郎氏、森田重壽氏、矢野巖氏、八川薫氏、霜村盛郷氏以上九名、

(M.S.生)

千里山昭二會創立

校友阪東政一、和田恒夫、小松金重、大野矩雄、戸張昇諸君の奔走の結果、此度昭和二年度學部卒業生の親睦を計る目的の下に千里山昭二會が設立され、去る二月二十三日午後五時より心齋橋北入春華樓で發會式を開催した。協議の結果左記會則を決定し、後宴に入り式年前の赤裸々なる千里山時代の昔に歸り大いに驕を盡し午後九時作歌者、作曲者共に參會されたので、我等の愛歌「み空に輝く掠亂の」を繰返しつゝ盛大裡に散會した。

(會員報)

會 則

- 第一條 本會ハ千里山昭二會ト稱ス
- 第二條 本會ハ會員相互ノ親睦ヲ計リ併セテ母校ノ隆盛ヲ計ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ昭和二年關西大學學部卒業生

又ハ之ニ準ズル者ノ中役員會ノ同意ヲ得タル者ヲ以テ組織ス

第四條 本會ノ事務所ハ大阪市南區堂屋町四

九、阪東政一（電南一七〇番）方ニ設置ス

第五條 總會ハ毎年春秋二季、例會ハ毎月一

回第三土曜日ニ開催ス、但シ臨時變更スル場合アルベシ

第六條 會員ハ入會當初ニ於テ入會金トシテ

金貳圓也ヲ會計ニ納入スル事ヲ要ス、集會費ハ毎回開催ノ都度納付スルモノトス

第七條 本會ノ名譽ヲ毀損シ若クハ不正ノ行為アリタル者ハ幹事會ノ決議ヲ經テ之ヲ除名スル事ヲ得

第八條 本會ハ幹事五名乃至七名ヲ置キ内一名ハ會計ヲ司ル（會計報告ハ毎總會ニ之ヲ爲ス）

第九條 幹事ハ總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選舉シ、ソノ任期ハ一ケ年トス

第十條 本會會則ハ總會ニ於ケル出席者過半數ノ同意ヲ以テ變更スルコトヲ得

因ニ當日出席せる諸氏は左の如くであり最後の五氏が幹事に選舉された。

鈴田貞之、山下重一、金谷勇、片川大二、上村靜馬、山田義雄、池本彌太郎、戸川喜夫、川合淳、江本文男、浪江源治、佐野登喜雄、

豐田與市郎、四辻詮、原谷爲一、大北朔郎、大野政一、中村良之助、山口常一、○和田恒夫、○小松金重、○大野矩雄、○戸張昇、○阪東政一

動 靜

信田 芳氏（明三三法） 朝鮮蔚陵島警察署長たりし處過般辭職、金泉面長に就任、住所は慶尙北道金泉大和町旭屋旅館。

谷田壽十郎氏（明三九法） 釜山地方法院檢

事局より元山法院支廳檢事に轉補さる。

納所 孝氏（大一四專經） 大阪朝日新聞社に入社門司支局に勤務。

大塚 豐氏（昭三專商） 今般兵頭國一氏長女馨嬢と華燭の典を舉ぐ。

太田好市氏（昭四專商） 永原末子嬢と華燭の典を舉ぐ。住所は東區北濱五丁目一一

原田 博氏（昭四專商） 今般計理並に經營に關する實際問題研究の爲奥田正雄計理事務所に入所した。

勝又愛憲氏（昭五大法） 大阪市港灣部庶務課に勤務。

鈴木三男氏（昭五專經） 大阪建築利用信用購買組合を辭し、株式會社壽屋に勤務。

移 動

岡田 勇（大二專大法） 大連光風臺八六

増田房次郎（大三專法） 住吉區松崎町二丁目四

平賀松男（大三專法） 兵庫縣赤穂郡上郡町鐵道官舎

鶴飼金次郎（大一〇專法） 府下豐能郡服部一四

名倉熊藏（大二專商） 西成區田端通一丁目三九、平山方

柏原能心（大三專法） 府下三島郡岸部村字小路

中山幸市（大三專商） 神戸市德井字中郷二一

清原俊之助（大一四專法） 西區川口町一五、

貝島商樂會社雜貨部

大森庄三郎（大一四專經） 神戸市兵庫海運町八丁目七三

猪俣八十八（大一四專商） 下關市上田中町瀬候所上り口、齋藤

坂井宗十郎（大一五專法） 北區中之島五丁目三〇



千山里昭二會員の寄書（昭和五年三月十一日死亡）

村岡慶喜（昭三專經） 此花區上福島北四丁目一ノ一、黒井方

大塚 豐（昭三專商） 三島郡吹田町旭町一六八

妹尾千代治（昭三專商） 住吉區田邊西之町六丁目一八

朝日勘一（昭四專經） 東區北久太郎町一丁目三七

福田信一（昭四專經） 尼崎市外武庫川萩ノ戸

中西 武（昭四專文） 東淀川區木川町三六八ノ一、天津方

長谷正事（昭五專法） 東淀川區木川町四〇一

吉田治良吉（昭五專法） 東淀川區十三四之町元中神市場、曾我方

小阪喜一（昭五專商） 東成區今市町九三二、福家方

改 姓 名

（舊） 大一二專商 西村正喜 西村曉吉 昭二專法 石田丑太郎 石田新一

逝 去

昭和五年三月十一日死亡 大正二年大學部高等商業科出身 和 田 一 司 昭和五年三月三十一日死亡 大正八年專門部法律學科出身 古 川 傳 二

居中調停 Mediation に對する Conciliation の地位 (前承)

校友 加 地 良 七

八

特別居中調停の場合には、紛争事件の一切を特別居中調停國に一任したるものと看做し、爾後は是に關する紛争當事國間一切の直接交渉を中止すべき旨を規定して居るが(第八條)、調停條約は是が規定を缺除して居るが故に、外交談判の手段に依り當事國は直接交渉の繼續をなすを妨げぬのみならず、紛争の圓滿なる解決の爲めに和解に達せんが爲めには層層直接交渉が望ましいのである。然し強制的解決方法たる例之船舶抑留、航空機抑留平時占領、平時封鎖、兵力實現、經濟斷交等を使用することは、平和的解決の本旨に悖るが故に、調停條約は假令規定を設けずと雖も決して期待せぬ所であらう。次に現在の紛争狀態が平和的處理方法より強制的處理方法に進み、又は強制的處理方法にある場合に於いて調停附託後の當事國は依然其抗爭狀態を繼續を進めて行く可きであらうか。海牙條約に於ける居中調停は反對の約定なき限り戰爭準備の中止又は遅延若は阻害の結果を生ぜずとするも多數條約は用意ある沈黙?を守つて居る中に、ブライアン平和條約及び獨米調停條約は各々其第一條に於て、The High Contracting Parties agree not to declare war or begin hostilities during such investigation and before the report is submitted. 即ち締約國は右審査中及報告書の提出せらるゝ以前に於て戰爭を布告し又は敵對行為を開始せざることを約して居るが故に、少くとも現在の抗爭狀態を進展せしむることなく、現状維持に止むることゝなさねばならない。聯盟理事會の審査勧告に

る希勃事件にしろ或はボリビア、パラグアイ事件にせよ聯盟理事會は紛争の附託を受くると共に先づ敵對行為の中止を勧告して居る事は、多少調停委員會と性質異なるも又多いなる參考に資し得るのである。

調停に紛争事件を附託したる當事國は、若し一方的附託の場合には、對手紛争國に對し附託請求書を送達したる上、調停委員會に對しては常任委員更迭手續を十五日以内(又は十四日以内)に採るべき事を議長に請求し更に對手國へ該請求を送達せしめ、對手國にして調停附託に應じ來り、常任委員更迭手續を上記期間内に採り來つた時は、波爾的條約の如く議長より特別補充委員任命の請求を受けたる時には、六週間内に第三國國民中より特別補充委員の任命をなし(第六條)、進んで常設調停委員會と締約國との仲介者たる intermediary; médiateur 任務を有する代理人に依り右委員會に代表せしめ、締約國は又其の特に任命する輔佐人 counsel; conseil; 又は鑑定人 expert; expert の援助を受けることを得ると共に、證言が締約國に對し有益なりと認めらるゝ一切の人の訊問を請求することが出来る(總議決第十一條第二號、a 型案 b 型案第十八條第二號、c 型案第十八條第二號、d 型案第二十二條、e 型案 f 型案各第二十一條第二號、瑞西佛蘭西條約第十條、佛蘭西、セルブ、クロアイト、スロヴェニア條約第十二條、ロカルノ諸條約、乙、丙、丁戊附屬書第十二條)。又締約國は常設調停委員會の事務を容易ならしむること、特に成るべく廣き範圍に於て、一切の有益なる書類及情報を右委員會に供給すること並に同委員會をして自國の領域に於て且自國の法令に従ひ證人又は専門家の呼出及訊問並實地臨檢を爲すことを得しむる爲其の執り得べき一切の方法を講ずるの義務を有する(總議決第十三條、a 型案、b 型案各第二十條、c 型案第十六條、d 型案第二十三條、e 型案、f 型案各第二十三條、ロカルノ乙、丙、丁、戊各附屬書第十四條、波爾的條約第十二條、佛蘭西、セルブ、クロアイト、スロ

ヴェニス條約第十四條、瑞西佛蘭西條約第十二條)。右は紛争當事國の調停委員會に對する便宜供與義務に關するものであるが、常設調停委員會の事務繼續中各締約國の合意に依り、決定し且各締約國が均等に負擔すべき各委員の報酬を支拂ひ(例之總議決第十四條第一號、瑞西佛蘭西條約第十三條の如し)、更に委員會事務執行上に生じたる一切の費用を均等に負擔の上支拂ふ(總議決第十四條第二號)の外、締約國に對し常設調停委員會より同委員會事務の公開の可否に關し同意を請求し來りたる場合に其同意すべきや否やを決定し、或は締約國の合意を以て委員會開會場所を特定するが如きは、紛争當事國が調停附託中に於ける主要なる權義事項に屬す。今是等事項の個々に關しては、後述するが如く海牙條約第三章國際審査委員會の規定に淵源する所多く、亦敢て精細なる淵源又は理由を論ずるの要はないのである。從て居中調停に負ふ所は殆どないのである。

茲に一個の疑問は、苟も一度常設調停委員會に事件を附託したる上は、爾後に於いて撤回し又は他の紛争處理機關へ附託替し得ないかの點である。苟も一度事件を附託したる以上は當事國は、常設調停委員會の盡すべき最後の報告に迄同事件を附託し置く事が、國際道德上望ましき事は、事苟も和解に依るに非ざれば、敢て論を須ゆる要もないのであるが、全米調停總議定書は

Dès que la procédure de conciliation sera commencée, elle ne sera interrompue que par un arrangement direct entre les Parties ou par un accord en vue d'accepter sans réserve la décision ex aquo et bono d'un Chef d'Etat américain ou de Soumettre la controverse à l'arbitrage ou à un tribunal international

と規定し(第十三條)、即ち調停手續進行後は當事國間の直接解決の場合又は當事國間の同意に依り米國大統領の公平なる決定を絶對的に受諾し又は仲裁々判若くは國際法廷に訴訴する場合に限り調停手續は終止せらるゝ事を

得るとする。従つて仲裁々判又は國際法廷へ出訴する場合を外にしては、米國大統領へ事件を附託し、加も其同等善良なる決定に對しては絶對的に當事者が服従すべき拘束力の効果を發揮し得る場合に限つて居る。仲裁々判國際法廷又は米國大統領の決定に優先的順位を與へたるは、一は紛争解決に對する效果の調停に比し力強き地位を有するに依ると共に、他は全米の米國に對する地位を表現せるものに外ならない。

次に蘭獨調停條約第十二條を見るに、締約國政府は本條約に依り常設國際裁判所又は仲裁々判所に附託し得る紛争を共同の了解に依り、終局的に又は追て常設國際司法裁判所若しくは仲裁々判所に附託するの留保の下に調停手續に附することを得る旨を規定して居る。是に依れば紛争の性質にして、常設國際裁判所又は仲裁々判所に附託し得る紛争即ち主として法律的紛争の場合には、附託當初に於いて終局的に又は追而常設國際裁判所又は仲裁々判所に附託するの留保の下に調停手續に附託したる場合に限り、假令調停手續進行中と雖も右の裁判制度へ事件を附託替し得る譯である。是等の留保に依る事件の附託替が如何なる性質を有するものか、惟ふに茲に留保とは規定の效果の發生に對し、一定の場合に於て效果の發生をなさしめざる一個の條件即ち解除條件が成就するものと言ふべきである。従つて留保は附託前になさるべきであり、附託後には認められないのである。終局的 *endgültig* に裁判制度に附託すべきことを留保と言ふは、一度は調停手續を完了せしむと雖も、紛争の確定的決定は國際裁判制度の結果に待つべく、若し調停手續に於ける勧告的報告にして満足又は採納し得可き場合に限り調停手續を以て確定的紛争解決とすべしとなすものである。従つて調停手續に關する限りは、其解決方法に満足するや否やに關せず、兎に角其最後迄の手續は完了せんとする義に解せらるゝのであるが、是に反し追て *stetig* と言ふは後日國際裁判制度に紛争事件を附託することあるとも、又

は附託すべきも、其附託をなす迄の間調停手續に事件を附託し置かんとするものであり、従て調停手續の終了後に至つて始めて國際裁判制度に事件を附託することもあるし、或は調停手續の進行中に於いて國際裁判制度に事件を附託することもある。然し其何れの場合たるを問はず調停手續より事件が裁判手續に變換せらるゝことを豫定するものである。茲に於いてか若し調停手續進行中に事件が裁判手續に變換せらるゝこととなれば、即ち本節に取扱ふ紛争の調停よりの附託替が認めらるゝことになる。

九

紛争當事國より紛争事件の附託を受けた調停委員會の設置場所は何處になすべきか。標準條約は、當事國間に反對の合意あるに非れば、調停委員會は國際聯盟所在地又は議長が選擇したる他の場所に於いて會合すべし（總議決第九條、a 型案 b 型案各第十六條、c 型案第十二條）として居る。先づ會合地を國際聯盟所在地となしたるは一面に於いては紛争處理が國際聯盟のある國際都市の如き地に設置する時は、公正なる處理方案を講じ得ると共に、他面に於いては國際聯盟に依る諸援助を受け得るが故に外ならぬものにして、此理由の爲めに特に調停委員會は總ゆる場合に於いて其の事務の爲め必要あるときは國際聯盟事務總長に對し、其の援助を請求することを得との規定を第九條（總議決）第二號は設けて居る（同様の規定は波爾的條約第十二條にも存する）。特に國際聯盟を茲に引出し來つたところは、國際聯盟が國際紛争の平和的處理を一大使命とし、其經驗に富むとなすに依る所もあるらん、他面國際聯盟第一主義の無理からぬブラインドが出て居るものではあるまいか。然し國際聯盟所在地に設置すべしとなすは、獨り右の標準條約に止まらず、波蘭的條約の如きも亦、締約國の合意に依り設置場所の決定を得難き場合には、國際聯盟本部所在地に會合すべし但し必要と認むる場合には右以外の場所へ會合すること

を得（第十一條）と言ふて居る。是等の條約を除きたる多數の條約は、別段の合意なき限り委員會の議長により選定せらるゝ場所に會合すべしとなして居る。此議長選定主義に對し一の例外をなすは委員會選定主義と稱し得べきものにして、常設調停委員會自ら其所在地を定むとなすものである。此種に屬するものに蘭獨條約第十五條を挙げ得る、即ち

Der Ständige Vergleichsrat bestimmt seinen Sitz. Er kame ihm nach freier Ermessen verlegen.

Der Ständige Vergleichsrat bildet nöthigenfalls eine Kanzlei. Soweit er in die Kanzlei Angehörige der Parteien beruft, hat er dabei die Parteien gleichmässig zu berücksichtigen.

右の如く調停委員會設置場所は、蘭獨條約の如く委員會絶對決定方針をとり、敢て當事國の容喙を許さぬものは別として、原則として第一次に當事國の合意を尊重し合意調はぬ場合に始めて或は國際聯盟所在地等の特定場所に、或は議長の決定する場所に設置すとなして居るのである。由來委員會設置場所如何と言ふが如きは、誠に考慮の價值尠なるが如きも、設置場所の紛争當事國に對する地理的關係或は設置場所の紛争當事國に對する外交的位置或は輿論の傾向如何等は不知不識の間に非常なるショックを委員會の事務進捗上に與へるものなれば、充分の注意をなすの要がある。従つて右の如く調停條約が當事國の意思尊重をなせる折柄切角此規定の活用により、設置場所の選擇をなし、其に依り相手國との間に合意を遂ぐる様に圖らう可きである。既に設置場所の選擇に關して充分の考慮をなすの要あること右の如しとせば實際に此常設調停委員會の庶務を掌理すべき事務局々員如何が調停の結果に就き大なる影響を及ぼすことは亦餘りに明瞭である。此故に前掲蘭獨條約第十五條第二項が其後段に於いて、常設調停委員會が當事國の國民を事務局員に任命する場合には兩當事國を同様に顧慮するを要

すとなすは、誠に考慮の價值あるものと言ふ可く、公平を旨とする以上然か規定すべきは當然であらねばならぬ。

委員會の設置場所は一度決定したる上は必ずや其場所へ固定すべきものとなすが如きは、紛争解決の爲めの事件審査等に却て不便を招來することあるものと言へようそこで前記各條約等は必要に應じ其設置場所を變更し得ることを、議長の決定又は委員會の決議に依るべきこととして、認めて居る。此點は國際審査委員會制度が當事者の承認を得るに非ざれば一旦定めたる開會地を變更し得ず（第十二條）となし、原則として變更不可方針をとれるに比し、一段の進歩をなしたるものと認め得る。

十

當事國より事件の附託を受けて、調停委員會は直ちに其活動を開始する。

先づ紛争事件審査決定の公平正直を示すが爲めには、調停委員會は兩紛争當事國を遇するに一切の場合に於て對審の取扱がなされねばならぬ（總議決第十一條第一號 a 型案、b 型案各第十八條第一號、c 型案第十四條、d 型案第二十二條、e 型案 i 型案第二十一條、佛蘭西、セルブ、クロアット、スロヴェニア條約第九條、瑞西佛蘭西條約第七條、ロカルノ乙、丙、丁、戊各附屬書第九條、波爾的條約第十三條、瑞西伊太利條約第七條）。而して常設調停委員會は係争問題を明にし右目的の爲めに審査其他の方法に依り、一切の情報を蒐集し及當事國を調停するに努むるの任務に従ひ、先づ當事國の請求に應諾の上又は自發的に當事國の代理人、補佐人及鑑定人並に締約國政府の同意を得て出頭せしむることを有益なりと認むる一切の人に對し口頭の陳述を求むる（前掲諸條約同條）ことを得ると共に、成るだけ廣き範圍に涉り一切の有益なる書類及情報を當事國より蒐集し、又實地檢證に出張し、此實地檢證を行ひ得る様に當事國に命ずることを得る。此紛争審査の證人又は證據事實が當事國々内に存する場合は、當事國は紛争事件の適當なる審査がなさ

る様、常に可能措置を講ずるに止まらず、進んで證據を提供すべく審査委員會亦是を命じ置けば足るべきも、若し第三國に存する場合に於ては、果して如何、此場合には第三國々内へ紛争當事國又は調停委員會より無斷隨時出張又は事實的權力を行使し得ぬが故へ、當該國政府に對し、紛争當事國又は調停委員會より通告し置くの要を生ず可きも、調停條約は何等言及をせず、是を海牙條約に付き見るに審査委員會自ら是をなすべきものとして居る（第二十四條）。

既に述べたる如く海牙條約は國際審査委員會に關し頗る精緻な規定を設け、成文化して居るが、此諸規定は是を常設調停委員會に移して以て使用し行くに適する場合が頗る多いのであり、其結果は調停條約の多數が此國際審査委員會に關する規定を採用することとなつたのである。然し乍ら調停條約が國際審査委員會に關する規定を採用する採用方法及び採擇範圍に關しては、其間各々差違が存するのである。先づ採用方法を見るに、海牙條約の規定を其儘當該調停に使用せんとする方法で、此方法を探る者は、標準條約を始め多數國別條約の採用する所にして、例之 the Commission, unless it decides unanimously to the contrary, shall act in accordance with the provisions of Part III of the Hague Convention of October 18th, 1907, for the Pacific Settlement of International Disputes. となすが如きである。

此方法に依る時は、反對規定なき限り當然國際審査委員會の規定を踏襲するが故に、假令調停條約の手續に於て缺くる所あるも、是を以て補充せられ得可きも、改正す可き諸點に就いても亦其儘繼承するの結果となるものである。然るに等しく海牙條約の規定を使用せんとすると雖も、是を其儘では使用せず、一旦自己のものに消化の上始めて使用せんとするものがある。今此方法を採用するは極めて例外的條約に過ぎぬものであり、瑞西伊太利條約を其好例となすのである、即ち

La Commission réglera elle-même la procédure, en tenant compte, sauf décision contraire prise à l'unanimité, des dispositions contenues au titre III de la convention de la Hage pour le règlement pacifique des conflits internationaux, du 18 octobre 1907.

此方法に依る時は、假令國際審査委員會の規定が幾何あらうとも、苟も紛争當事國にして是が規定を自己の手續規則として決定せぬ以上は、何等準備の淵源とはならないのである。此條約は果して伊太利側の提案になる規定であるか將又瑞西全權委員の提案になる規定であるかは知らずと雖も、或は國粹主義伊太利の思想の表現に依るものではなからうか。

右二種の方法規定を比較するに、國家獨自の地位を高調する自主的規定としては後者を以て是とすべきも、假令第三者の地位にある條約規定を採用すとも、其れが使用條款を設けてなす以上は、決して當該紛争國の獨立主權を害するものでもなければ、是を特に參酌して規定したればとて獨立性が強固になつたとも見えぬ。同時に此參酌に依る結果は假令改正の利益を受くとも脱漏の損失を招く事があらうが故に、後者の方法を探る事は考慮の餘地多く、法文技術上より寧ろ前者を可とする通説の實行に従ふが適切ではなからうか。加之前者を用ふるも改正追補を要するが如き事項に關しては別段の決定を以て採擇し得るの餘裕がある故に、此點の注意を精細になすときは決して缺陷を伴ふものではない。

次に採擇範圍を顧るに、標準條約（總議決第十一條第一號後段）を始め、瑞西佛蘭西條約第七條、佛蘭西、セルブ、クロアット、スロヴェニア條約第九條、ロカルノ、乙、丙、丁、戊各附屬書第九條等は、海牙條約の採擇使用範圍に關しては、In regard to enquiries, En matière d'enquêtes 即ち事實審査に關しては條件を附して居るのである。實際は審査手續其ものに關せずして頗る調停に使用さるゝことの有效なるべき規定を存するに

依り、等しく使用をなす以上は殊更に範圍を縮減するの要なかるべき理に解せらるゝも、蓋し海牙條約第三章は手續以外の諸規定を多分に包含するとき、無用の是等規定を使用す可きものとなすは、使用の範圍明確性を缺くもの多きに依る結果ではなからうかと推せらるゝ。標準條約其他の條約が右の如く範圍の制限をなすに對し、波爾的條約第十四條及び瑞西伊太利條約第七條等は右の如き制限を設くることなく、唯調停條約として使用する所は、委員會の手續 elle même la procédure; à la procédure devant la commission にあることを明にして居る。(瑞西、伊太利條約は唯に第三編國際審査委員會のみならず第四編仲裁裁判に關する規定をも參酌して居る) 右二種の範圍規定を比較するに、審査手續の缺陷を補充するが爲め、而して尙缺陷の残らぬようになすが爲には、調停手續全體に涉り缺陷補充の用意をなすこそ至當とすべきであり、殊更に事實審査の手續に關してのみ缺陷補充の用意をなすは尙足らざるの憾がある。従つて前者に比し後者の使用又は參酌範圍の廣汎なることを歡迎せんとする。

調停條約が右の如く海牙條約の國際審査委員會に關する第三章を模範として其規定の參酌をなし、又は同條約規定によるとなすことは、蓋し調停が國際審査委員會の影響を受けて居る證左、否少くとも手續に關しては影響を受けて居り、居中調停の手續の如きは其影響を受けること微小否殆ど皆無である證左となすことを得る。

十一

紛争事態に關する調査が了すれば、調停委員會は評議に入る。凡そ委員會の事務は紛争當事國の立場よりするも又委員會の立場上よりするも、是が秘密を保持すべきは敢て異議なき所であるが、若し當事國にして公開せんとするに於ては現下國際潮流に應じ事務の公開を行ふも亦不可ではなく、所謂國際的輿論の判斷が望ましき場合には却て公開に待つ場合が頗る多いのである。されば常

設調停委員會の事務公開問題に關しては、原則は不公開主義を採ると雖も、當事國の同意を得て決定したる場合にのみ公開すべき旨を諸條約は規定するに至つた、即ち The work of the Conciliation Commission shall not be conducted in public unless a decision to that effect is taken by the Commission with the consent of the parties

の規定が其れである(總議決第十條 a 型案 b 型案各第十七條。型案第十三條、d 型案第二十一條、e 型案 f 型案第二十條、瑞西佛蘭西條約第九條、波爾的條約第十三條等參照)。茲に注意すべきは、公開すべきや否やを決するは、全然常設調停委員會の權能に屬し、當事國は假令同意を與ふと雖も直ちに公開不公開を決するものではない事である。是全く當事國の外に常設調停委員會の立場を考慮したるに基くものである。又假令常設調停委員會が公開せんと欲すと雖も、當事國雙方が是に同意を與へない場合には、常設調停委員會は常に公開の決定をなし得ぬのみならず更に假令公開の決定をなすとも其決定は取消し得可き決定となるのである。是全く當事國の立場を考慮したるに基くのである。

常設調停委員會は右の決定のみならず、更に本調停目的に關する紛争解決の爲めにも亦決定をなし、其他諸種の場合に決定に基き行動するのであるが、彼かる決定方法は如何になすべきか。或は全員一致主義に依るべきか或は絶對多數決主義に依るか、或は相對的多數決主義に依るべきか或は其他の決議方法に依るべきか、此點に關する多數條約は、原則として單純多數決主義に走り(瑞西、伊太利條約第十條)特殊の場合に關しては特殊の決定方法に従ふとして居る。而して蘭獨條約第十六條、波爾的條約第十四條等は、可否同數の場合には議長の表決に委して居る。尤も此表決方法は表決權を二個議長に附與するものと、單に議長の表決に依らんとする場合とに分たれる。

今特殊の表決方法とは、蘭獨條約の如く一切の委員が適法(合法的)に招集せられ且少くとも共同任命委員が列席の場合に於てのみ決議する事を得るが如き場合を指稱するに非ずして、ロカルノ條約が海牙條約の規定に異なる別段の定めを行ふ決議に就き調停委員會の全員一致の決議を要求するが如き場合を指稱するのである。

次に紛争内容に關する決定は、波爾的條約に依れば委員の全部が出席する場合に於いてのみ紛争内容に關する決定をなし得可きものとして居るが、是は委員會表決の原則上誠に當然であると雖も、同條約委員の所屬國の立場より見て一國一名の特殊組織上斯かる規定をなして居るのであり、原則となす海牙條約第三十條第三項は委員全部の出席なき場合を豫想し、彼かる場合には其の旨調書に記載すべしとなして居る。多數の調停條約亦此海牙條約の主義に準據するものなるべく、蘭獨條約の如きは公平審査の立場にある共同任命委員の列席にあれば決議し得るものとして居る。

此評議に依りて決議する所は、係争問題を明確にし、右目的の爲め事實審査其他の方法に依りて蒐集したる一切の有益なる情報に基き、其適當と認むる和解條件を決議することを主とし、和解條件決議に附帶し、又は其結果となるべき事項の決議に關しては、此和解條件決議に依り採るべき調停の二種別に從ひ各々異なるのである。

標準條約(總議決第十五條第一號、a 型案 b 型案第二十二條第一號、c 型案第十八條、d 型案第二十六條第一號、e 型案 f 型案第二十五條第一號)ロカルノ乙、丙、丁、戊各附屬書第八條、佛蘭西、セルブ、クロアチ、スロヴェニア條約第八條及瑞西佛蘭西條約第六條に依れば、

右委員會は事件の審理後其の適當と認むる和解條件を當事國に提示すべく、且當事國に對し意見を提出すべき期限を附與すべしと規定して居る。此種の條約は、調停委員會の紛争解決

機關たる任務を重視し、和解條件を當事國に提示して、委員會の手續の終了するに先ち、紛争處理方法として當事國が採納し合意に依る解決に達し得る様希望するのである。而して當事國が是に依りて解決の合意に達す可きや否やを回答せしめ、若し當事國雙方共に解決に達し得可き合意をなし得る和解條件なりとなすときは、直ちに當事國間に紛争解決の協定に達せしめると雖も、當事國雙方又は一方にして和解條件に應諾し難き場合には調停は不成功に終り、次いで調停委員會は議事録を作成し、場合に依り當事國が和解すること、及必要あるときは其の和解條件を又は當事國が和解するを得ざりしことを記載し、茲に委員會は任務を終るのである。

されば此場合に於ける委員會の主眼とする所は、議事録に依り紛争事情を審査報告する點でなくして、實に和解條件 Terms of settlement ; les termes de l'arrangement を當事國に提示し、紛争解決に努力する點に存するのである。

右の第一種に對し、波爾的條約第十五條、蘭獨條約第十七條に依れば、

常設調停委員會は事態を確定し、且事件の解決に對する提案を包含する報告をなすの任務を有す

と規定して居る。此種條約は、調停委員會の任務は事件の解決に對する提案の報告をなすことが主眼になるものにして、事件解決の爲めに第一種同様一段の努力を費すことが決して主眼でないものである。されば報告の作成に依り調停委員會の目的とする任務は解決するのである。

右第一種及び第二種を問はず、常設調停委員會の解決條件に依る報告は遲滞なく當事者に送達せらるべきであるが、然らば幾通の報告を作成すべきに關し、標準條約は規定を設けて居ないが、兩紛争當事國へ送達せらるべき各通及び常設調停委員會に保存すべき一通の都合三通（當事國が三ヶ國以上の場合には二ヶ國を超過する當事國の數を通過に於て増加す）を作成すべきことが、米獨

調停條約第三條に規定されて居るのである。此報告書を公表すべきや否やは當事國間の合意に依りて決定せらるべきである（總議決第十六條、a 型案 b 型案第二十三條）

如斯調停委員會は解決條件を包含せしめて報告に送達するのであるが、此解決條件は假令第一種の如く調停委員會より其受諾採納に努力する所ありと雖も、是に依りて當事國が拘束せらるゝことなきは、和解條件の事實問題に關すると、法律上の見解に出づるのを問はず、其間異なる所なく、實に勧告的性質に出づるのである。此勧告的性質は調停が居中調停と其軌を一にせる點にして其の手續の裁判化せらるゝものあるに拘らず司法判決と異なる所である。同時に勧告が委員會の報告に關連する事は亦調停と居中調停の勧告に關しても各々相違する最も重要な點である。

調停委員會が其和解條件を勧告の性質を以てなすものなることは、假令第一種の場合の如く意見を委員會になすべき場合と雖も、紛争の解決は當該調停委員會決議の和解條件を其儘に受諾し紛争の和解に到達するのではなくして、紛争の解決は此和解條件に基き當事國間で別種の協定に達して始めて解決せらるることの一事に依りて察せらるべきも、尙瑞西伊太利條約は其旨を明かにせり（第十二條第三項）。

調停委員會が右の如く報告書を作成するに就いては、調停手續の進捗を圖り、延いて紛争解決の爲めの時期を迅速ならしめんとして、各調停手續は頗る短期報告書作成期限を認めて居るのであるが、其期間に就いては各條約に依つて異り、米獨調停條約は一ヶ年、標準條約始め其他多數の條約は六ヶ月内に報告すべきであり、米獨條約は調停開始宣告の時より、其他は調停附託の日より原則として期間を算定すと雖も、紛争事件の性質上より解決に達せしむ可き終局報告又は結果報告が右期間内に完成せられざる場合を慮り、米獨條約は締約國の合意に依り右期間を延長（制限の場合も認む）し得るとなし、蘭

獨條約は當事國が共同の了解に依り右期間を延長するが（短縮の場合には常設調停委員會集合前の了解の場合に限り許す）、尙常設調停委員會は一回限り期間を多くとも六月丈——延長するの權利を認められ、爾餘の多數條約は當事國の合意のみに依りて延長することを認めて居る特別居中調停に關する海牙條約亦此規定を設くと雖も期間は更に短かく僅かに原則として三十日を認むるに過ぎないのである。

十二

翻て調停委員會が紛争の審査報告をなすと言ふ單に此事實を採り來つて觀察する時は、海牙條約或はブライアン條約等の國際審査委員會と調停委員會との間に何等の差違なく、寧ろ國際審査委員會制度が手續等の方面では進歩して居ると認められるが、斯様な形式的問題の類似に拘らず、兩者の報告中には、取らんとして取れず、除かんとして除き得ない一種嚴然たる溝の存するは、蓋し此報告の内容が單なる事實の認定等の審査に止まるか、此審査より更に一步を進めて和解條件に迄頭を突込んで居るかの點であり、此點は調停の最も重要な特質にして、性質の大部分が此點に集まつて居ると言ひ得べく、從て性質的には國際審査委員會と離れ、寧ろ形式的方面には殆ど相寄る所なき居中調停の地位に酷似する所以である。調停の勧告的性質が居中調停又は特別居中調停の勧告的性質より齎來せられ其影響を頗る多分に繼受して居ることは、從來の國際紛争平和的處理方法中第三者が紛争解決の勧告方法をとるは専ら此居中調停に存する點より敢て否定し得ぬのみならず、寧ろ進んで肯定すべきであり、頗る廣汎なる勧告的性質より顧れば調停も居中調停も一脈相通する點を有する。約を國際紛争解決方法の種別は一二の例外を除いては總て解決方法に對する種別別に基くが故に、Conciliation も Mediation も Special mediation も共に相通する性質を有すとせば、是に依つて何れも等しく調停の術語を冠するは敢て怪むに足

千里山圖書館新購入圖書一覽

著者	書名	著者	書名
Racine, J.	Theatre complet de J. Racine	美濃部達吉	逐條憲法精義
Le Sage	Histoire de Guzman d'Alfarache	高楠渡邊	大正新脩大藏經 全五十五冊
Pascal, B.	Lettres ecrites a un Provincial	大阪朝日新聞社	六國史日本後紀全
Voltaire	La Pucelle d'Orleans	同	六國史續日本後記全
Voltaire	La Henriade	正岡子規	子規全集第五卷俳論俳話(二)
La Bruyere	Les Caracteres de Theophraste	共立社	最近高等物理化學講座化學(七)
Abbe Prevost	Histoire du Chevalier des Grieux et de Manon Lescaut	住田正一	海事資料叢書 第七卷
Rousseau, J. J.	Emile ou de l'Education	協調會	最近の社會運動
Pascal, B.	Pensees de Pascal	大東出版社	國譯一切經律部三、本緣部七、
Saint-Pierre, B.	Paul et Virginie	平凡社	世界美術全集 第四卷
Cyrano de Bergerac	Histoire comique des Etats et Empires de la Lune et du Soleil	住田正一	海事史料叢書 第八卷
Laclos	Les Liaisons dangereuses	織田得能	補訂佛教大辭典
Marot, C.	Oeuvres completes de Clement Marot 2 Vols.	瀧川幸辰	刑法講義
Marivaux	Theatre de Marivaux 2 Vols.	跡部定次郎	國際私法 上卷
Scarron, P.	Le Roman comique	山田三良	國際私法
Scarron, P.	Le Virgile Travesti	遠藤源六	國際法提要
Scarron, P.	Theatre complet	館田謙吉	國際私法論 第一卷上冊 第二卷—第四卷
Ronsard, P.	Oeuvres completes de Ronsard 7 Vols.	山口弘一	日本國際私法論 上卷下卷第一分冊
Fleuret, F. & Perceau, L.	Les Satires francaises du XVIIe Siecle 2 Vols.	板倉松太郎	刑事訴訟法大綱
Fleuret, F. & Perceau, L.	Les Satires francaises du XVIIIe Siecle 2 Vols.	松岡義正	特別民事訴訟論
Malherbe	Les Poesies	板倉松太郎	民事訴訟法綱要
La Fontaine	Contes et Nouvelles	前田直之助	民事訴訟法講義 全三冊
Courier, P.-L.	Oeuvres 2 Vols.	勅使河原直三郎	改正民事訴訟法概論
Dorchain, A.	L'Art des Vers	田中誠二	海商法提要
Bourdaloie	Lectures spirituelles	同	會社法提要
Sceve, M.	Oeuvres poetiques completes	遊佐慶夫	信託法制評論
Florian	Fables	三浦信三	債權法總論 全二冊
Delavigne, C.	Poesies	末弘嚴太郎	物權法 上卷下卷 第一分冊
Du Bellay, J.	Poesies francaises et latines de Joachim Du Bellay 2 Vols.	美濃部達吉	憲法摘要
Du Bellay, J.	La Defense et Illustration de la Langue francaise	牧野英一	刑法研究 第三卷
Edmond Aube	La Chanson de Roland	泉二新熊	日本刑法論 全二冊
Vauquelin de la Fresnaye	L'Art Poetique	鳩山秀夫	民法研究 第一卷 第三卷
Marcilly, C.	Satyre Menippe	同	日本債權法總論
Hanotaux, G.	Histoire de la Nation francaise Tome I.	同	日本債權法各論 全二冊
"	" Tome. 9.	文信社	高等試驗豫備筆記口述各官私立大學模範試驗問題集
"	" Tome. II.	山田正三	改正民事訴訟法 第一卷 第二卷
"	" Tome. 15.	中村進午	國際公法論綱
Huart, A.	L'Organisation du Credit en France	牧野英一	增訂日本刑法
Pesch, H.	Lehrbuch der Nationalökonomie Bd. 1.	遊佐慶夫	民法原理
"	" Bd. 3.	同	改訂民法概論 總則編 物權編
"	" Bd. 4.	加藤正治	破產法講義
"	" Bd. 5.	牧野菊之助	日本親族法論
Bolzano, B.	Wissenschaftslehre Bd. 2.	穂積重遠	民法總論 全二冊
Husserl, E.	Jahrbuch für philosophie und Phänomenologische Forschung 9 Bde.	仁井田益太郎	民事訴訟法大綱
Jeze, G.	Les Principes generaux du Droit administratif Tome I. 3.	平沼騏一郎	新刑事訴訟法要論
Hills, J.W.	Finance of Government	石坂音四郎	日本民法 債權總論 全三冊
Autran, C.	Sumerien et Indo-Européen	岡野敬次郎	會社法講義案
Fisher, I.	Die Illusion des Geldes	副島義一	日本帝國憲法論
Mises, L.	Geldwertstabilisierung und Konjunkturpolitik	小野清一郎	刑法講義 各論
Pigou, A. C.	Industrial Fluctuations	牧野英一	重訂刑事訴訟法
Gregory, T. E.	An Introduction to Tooke and Newmarch's A History of Prices and of the State of the Circulation from 1792 to 1856	前田直之助	民事訴訟法記錄
Wagemann, E.	Konjunkturlehre	小野清一郎	刑事訴訟法講義
Fuare, E.	History of Art Vol. I. 2. 4.	美濃部達吉	行政法摘要 全二冊
Black Limited.	Who's who 1930	小野清一郎	教材刑事訴訟法記錄
Gerloff, W. & Meisel, F.	Handbuch der Finanzwissenschaft. Bd. 3	柳川勝二	人事訴訟手續法論
		穂積重遠	親族法大意
		同	相續法大意
		金森德次郎	帝國憲法要論
		美濃部達吉	日本憲法 第一卷
		柳川勝二	日本相續法要論
		中村進午	國際公法論
		巖松堂	高等試驗問題集
		中島玉吉	民法釋義 第一卷 第二卷 上、下、第三卷上
		同	債權總論

天六圖書館新購入圖書一覽 堀文庫 (前號續き)

著者	書名
福澤諭吉	福澤全集 全十冊
早大出版部	先哲遺著漢籍國字解全書 全廿七冊
平林外二氏共編	世界名著解題
佐村八郎	増訂國書解題 全二冊
同文館	哲學大辭書 全五冊
藤井健治郎	リップス倫理學の根本問題
木村外共譯	カント著作集、一般歴史考其他
大庭米治郎	シラー美學論集 上卷
安倍能成	カントの實踐哲學
西晉一郎	倫理學の根本問題
岩波書店	世界思潮 全十二冊
收造社	文化哲學叢書 全四冊
森喜一	ウンターマン哲學思想の史的考察
矢崎義盛	現代哲學思潮
荻原擴	倫理概論
波多野精一	西洋哲學史要
木村鷹太郎	プラトン全集全十一冊
金子馬治	普通心理學
大西祝	大西祝全集 全七冊
北川星野	哲學名著選集 法律哲學概論
松永豺	哲學大系カントの哲學
大關増次郎	カント研究
三宅茂次	パロディ現代佛蘭西學派の哲學
吉田熊幹	倫理學概論
金子一太郎	ジ、エー、ジョンストン倫理學序論
市川一太郎	ミューヘッド倫理學講義
松本亦太郎	智能心理學
三浦英彦	デューキー現代倫理學十講
大島正徳	倫理學概論
馬場文翁	倫理學原論
元良勇次郎	心理學概論
福來友吉	心理學講義
姉崎正治	シヨベンハウエル 意志と現識としての世界 全三冊
宮津源太郎	メツサア認識論
西晉一郎	倫理哲學講話
辻幸三郎	教育哲學
川合貞一	カントと現代の哲學
出島正隆	哲學以前
渡邊吉徳	近世英國哲學史
西田卯八	美學の根本問題
同	世界經濟地理講話
國民圖書株式會社	日本地理講話
大森金五郎	泰西名著歴史叢書 全十四卷
占部百太郎	大日本全史 全三冊
太田亮	佛蘭西革命史論
浦口文治	日本史精義
坂口昂	シアン・ラスキン
北川三郎	世界に於ける希臘文明の潮流
早稻田大學	ウエルス文化史大系 全二冊
清水澄	日本時代史 全十四冊
中島弘道	帝國公法大意
柳川勝二	民法債權法論
水口吉藏	日本親族法要論
前原光雄	商行爲法論
三馬場一	ロスコーバウンド 法律と道德
高橋清吾	イェリング權利爭論論
戸澤鐵彦	憲法政治の理論と實際
上杉慎吉	政治學の諸問題
同	政治學史講義
西本辰之助	國家論
居石茂一	國體論
牧野英一	株式會社發起人論
	新共同海損法
	穂積先生還曆記念論文集

著者	書名
稻田周之助	植民政策通解
小島小川	最新法律經濟語大辭典
泉哲	最新國際法批判
占部百太郎	英國憲政史
高柳賢三	現代法律思想の研究
廣瀨嘉雄	私法學序説
大山郁雄	現代日本の政治過程
孫田秀春	勞働法總論
末弘嚴太郎	農村法律問題
持地六三郎	日本植民地經濟論
大川周明	特許植民會社制度研究
曄道文藝	最新大審院民法判例批評
岡村司	民法と社會主義
井上登	アントンメンガア民法と無産階級
恒藤恭	羅馬法に於ける慣習法の歴史及理論
田村徳治	行政學と法律學
山本美越乃	植民政策研究
市村今朝藏	近世政治思想史
島田國丸	實用手形法
松岡正雄	植民及移民の見方
清水書店	歐洲各國民事訴訟法
青柳南溪	朝鮮統治論
窪田文三	支那外交通史
松波仁一	改正日本商行爲法
堀真琴	クルゼン國家概念研究
星一	官吏學 全四冊
同	官吏學摘要
藤井	米國憲法論
片山義勝	株式會社法論
美濃部達吉	憲法及憲法史研究
杉山直治郎	富井先生還曆祝賀法律論文集
雄本朗造	民事訴訟法論文集
仁井田益太郎	新法華埠民事訴訟法判例集
池邊義象	日本法制史書目解題 全二冊
石坂音四郎	債權法大綱
山田秀夫	マックス、アドラー 思想家としてのマルクス
堀經夫	リカアド派社會主義
上田貞次郎	株式會社論
小野武夫	増補日本村落史考
磯邊杉野	チャマノフ小農經濟の原理
牧野輝智	農業金融
出井盛之	經濟文庫
河上肇	近世經濟思想史論
野村兼太郎	英國經濟史及學說上
那須皓	農政論考
岡崎文規	統計的中數值論
同	人口統計研究
阿部賢一	租税の理念と其分配原理
林癸未夫	社會政策新原理
河津退	經濟全書第一編 經濟學
渡邊鐵藏	同 第二編 經濟政策要論
馬場鏌一	同 第三編 財政學
藤本幸太郎	同 第四編 經濟統計
河津退	同 第五編 經濟史
赤神真讓	社會學
栗栖赴夫	日本金融經濟史の研究
玉井茂	人口思想史論
穂積重遠	離婚制度の研究
河田嗣郎	家族制度と婦人問題
本庄榮治郎	近世封建社會の研究
高橋龜吉	資本主義末期の研究
吉田英雄	日本社會經濟編年史
本庄榮治郎	日本財政史
富土辰馬	アハリン世界經濟論

高等女學校と甲種商業學校との綜合的教育

修業年限 三ケ年

入學願書受付 四月一日ヨリ

大阪商業實修女學校

假校舍 大阪市此花區下福島一丁目

詳細入學案内申込アレ

(關西大學校友ノ推薦者ニハ特典ヲ附ス)

市電天六下車淀川稅務署隣

電話堀川一九五一番

晝夜共文部大臣甲種認可

甲種 此花商業學校

生徒募集

第一本科(晝)一年一〇〇名二、三年若干名

第二本科(夜)一年一〇〇名二、三年若干名

(第三頁より續く)
らないのである。

然りと雖も凡そ術語は嚴重に使用すべきにして、此結果調停を居中調停に比すると其間多いなる差異が認め得られる。即ち調停者組織の異なること、調停制度の頗る進化し成文化せる點は恰も裁判制度と類似するの域にあり、從來の居中調停と勧告に關し大いに其規定慣例の違由點を異にし、手續を異にすること、勧告方法の大いに異なること等を其重なる差違として掲擧し得るのであり、是等の點に關しては、勧告の範圍を除外して考ふるに、調停は寧ろ國際審査委員會の制度の有する位置に近似して居るものと了解せられる。斯くの如くに居中調停に對し調停は全然別個獨立の地位を歩むものと觀らるゝが故に、此二者は亦全然別個獨立の紛争解決方法なりとなす亦豈宜ならんやである。

是を要するに紛争解決方法の性質に基く極めて廣義の種別觀を立てるときは、同一紛争解決方法と指稱し得ると雖も、調停と居中調停とが術語として有する意義を嚴正に解し、當に紛争處理の形狀問題に止まらず勧告の細部行為に入つて考察するとき、我々は狹義の種別觀に従ひ、異種紛争解決方法なりと指稱すべきだと信ずる。既に異種紛争解決方法なりとせば、概念意識の混亂を助成し易き調停と居中調停の文字否譯語は是正の途を選ぶの要あるものと言はねばならぬ。(完)

編輯餘錄

春も漸く酣、吾々もいよいよ新學年を迎へることとなりました。歳の始め、學年の始め、徒らに思ひ、徒らに望むことの多くして、實のそれに伴はないのが常ですが、しかしながら或る清新な感じに動かされて、何かご自に誓ふ力強さは、何ものにて増して幸福なものでなくてはなりません。

校友並に學生諸君の御健康を祈ります。

本誌はここ三、四ヶ月毎號三十六頁を持續して來ました。これからもなるべくこの程度でやつて行きたいと思つてゐます。從來は頁の關係上折角の御寄稿をも掲載し盡せない憾みがありました、けれども今後は出来るだけ多くを收録する考ですから、研究論文、評論、隨筆、詩歌などごしし御寄稿願ひたいと思ひます。

不許複製

大正十一年六月十五日創刊
昭和五年四月十三日印刷
昭和五年四月十五日發行

編輯兼發行人 遠藤 銀

印刷者 谷口 默次

印刷所 谷口印刷所

發行所 關西大學學報局

大阪市東淀川區長柄中通

天六學舎 關西大學

大阪市外千里山

千里山學舎 關西大學

電話吹田 一二三

脚氣新藥

ビタミンBの含量豊富

價格最も低廉なり

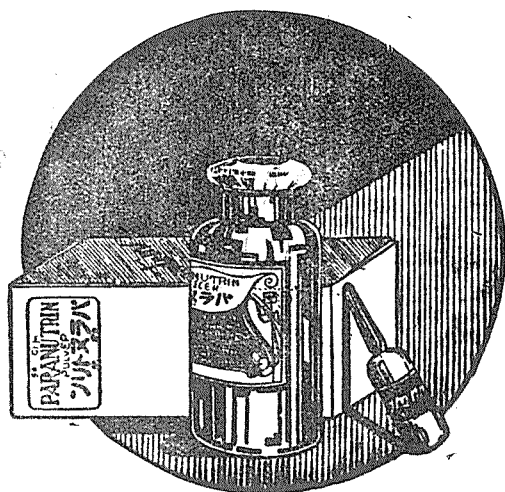
パラヌトリンは弊社に於て獨特の方法を以て製したるビタミンB劑にして發賣以來大なる好評をもつて迎へられ殊に最近内容の改善を加へ益々聲價を發揮するに至れり。

試供品實驗報告贈呈す

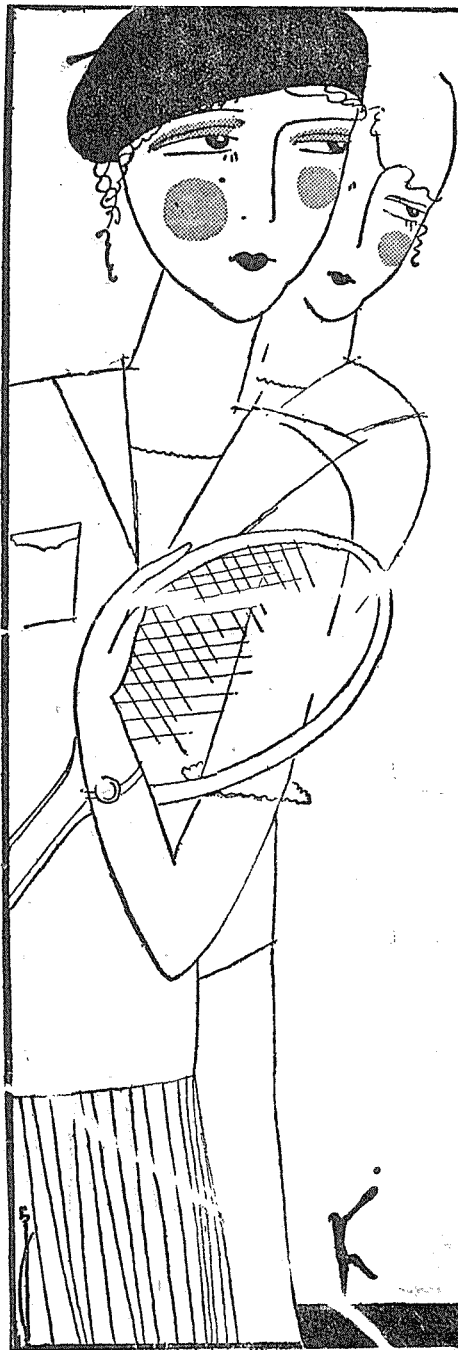
パラヌトリン

		皮下注射用	
全粉		一五三〇〇	一五三〇〇
二五〇瓦	五二二〇〇	五三〇〇〇	五三〇〇〇
全末		一五三〇〇	一五三〇〇
二五〇瓦	五二二〇〇	五三〇〇〇	五三〇〇〇
内服用液		一五三〇〇	一五三〇〇
二五〇瓦	五二二〇〇	五三〇〇〇	五三〇〇〇

發賣元 義商店
大坂市東區道修町
東京市日本橋區岩附町



PA.51



春の花

越三の月四

春の天國
夢の殿堂

全世界のシツクを蒐めて
全商品にモードを示して
今、燦然たる春を謳ふ
三越の四月、花の三越



越三

・ 阪 大 ・

